

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書案
概要版
(オリンピックスタジアム)
(武蔵野の森総合スポーツ施設)
(選手村)

平成 27 年 3 月

東 京 都

目 次

1. 2020 年東京大会の正式名称	1
2. 2020 年東京大会の目的	1
3. 2020 年東京大会の概要	2
4. 環境影響評価書案の概要	3
4.1 オリンピックスタジアム	3
4.1.1 オリンピックスタジアムの概要	3
4.1.2 オリンピックスタジアムの計画の内容	4
4.1.3 環境影響評価の項目	12
4.1.4 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論	19
4.2 武蔵野の森総合スポーツ施設	27
4.2.1 武蔵野の森総合スポーツ施設の概要	27
4.2.2 武蔵野の森総合スポーツ施設の計画の内容	28
4.2.3 環境影響評価の項目	36
4.2.4 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論	42
4.3 選手村	47
4.3.1 選手村の概要	47
4.3.2 選手村の計画の内容	48
4.3.3 環境影響評価の項目	53
4.3.4 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論	60

1. 2020 年東京大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 2020 年東京大会の目的

2.1 大会ビジョン

2020年東京大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参照し進めていく。

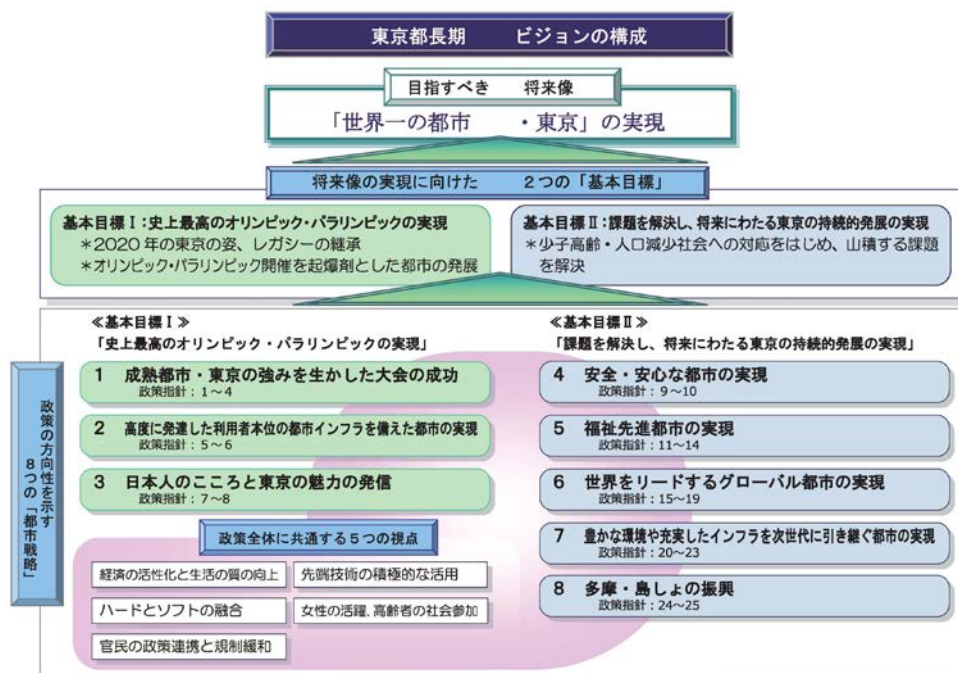


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

3. 2020 年東京大会の概要

3.1 大会の概要

2020年東京大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定である。

3.2 2020年東京大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画」の中で、2020年東京大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしている。大会組織委員会は、街づくり・持続可能性について進めていくアクションとして、下記のことを例示している。

なお、アクションについては、2016年中期にとりまとめる「アクション&レガシープラン」において明確化するとしている。

(1) 大会関連施設の有効活用	(アクションの例) ①周辺地域の街づくりとの連携や大会後の有効活用を想定した大会関連施設の整備 ②仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討
(2) 誰もが安全で快適に生活できる街づくりの推進	(アクションの例) ①アクセシビリティを重視した競技施設や選手村の整備 ②交通機関や公共施設等のバリアフリー化の推進 ③多言語対応の推進による外国人旅行者の言葉の壁の解消 ④会場周辺等の道路、鉄道等の交通インフラや空港・港湾等の整備・充実 ⑤会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺等の保全・創出 ⑥大会期間中の災害やテロ、サイバー攻撃等を想定した、官民一体となったセキュリティ体制の構築と治安基盤の強化 ⑦センター・コア・エリア内、競技会場周辺、主要駅周辺の道路、緊急輸送道路等の無電柱化の推進
(3) 大会を契機とした取り組みを通じた持続可能性の重要性の発信	(アクションの例) ①3R (Reduce, Reuse, Recycle) の徹底や、燃料電池車、再生可能エネルギーといった環境技術の活用など大会の準備や運営への持続可能性の反映 ②大会での取組をモデルとした更なる省エネルギー化の推進 ③路面温度の上昇を抑制する機能をもつ舗装の整備など、選手や観客への暑さ対策の推進 ④水素などスマートエネルギーの導入に係る取組の推進

4. 環境影響評価書案の概要

4.1 オリンピックスタジアム

4.1.1 オリンピックスタジアムの概要

本評価書案の対象である新国立競技場（以下、「オリンピックスタジアム」という）の概要は、表 4.1-1 に示すとおりである。

2011 年 6 月にスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）が制定された。また、これに基づき、2012 年に「スポーツ基本計画」（平成 24 年 3 月 文部科学省）が策定された。この計画において、「今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の 1 つとして、「オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進」が掲げられており、この中で、日本スポーツ振興センターは「国立霞ヶ丘競技場等の施設の整備・充実等を行い、オリンピック・ワールドカップ等の大規模な国際大会の招致・開催に対し支援する」とされており、オリンピックスタジアムの整備はいわゆるナショナルプロジェクトとして位置付けられている。

オリンピックスタジアムの収容人数は、8 万人とする計画であり、その概要は、表 4.1-2 に示すとおりである。2020 年東京大会では、オリンピック・パラリンピックの開・閉会式、陸上競技、オリンピックのサッカー、ラグビーの会場として利用される計画である（「立候補ファイル」時点の計画）。

表 4.1-1 会場の概要（オリンピックスタジアム）

項 目	内 容
競技	オリンピック：開・閉会式、陸上競技（トラック、競歩、マラソン等）、サッカー（決勝）、ラグビー
	パラリンピック：開・閉会式、陸上競技
【イメージ図】	
	
出典：「新国立競技場基本設計（案）説明書（概要版）」（平成 26 年 5 月 （独）日本スポーツ振興センター）	

表 4.1-2 オリンピックスタジアムの内容の概要

項 目	内 容
所 在 地	東京都新宿区霞ヶ丘町 10 番 1 号ほか（東京都新宿区及び東京都渋谷区）
地 域 地 区	用途地域：第二種中高層住居専用地域 風致地区：第二種風致地区（明治神宮内外苑風致地区） 文教地区：第一種文教地区 防火地区：準防火地域 高度地域：第二種高度地区
敷 地 面 積	約 113,000m ²
建 築 面 積	約 78,400m ²
延 床 面 積	約 219,500m ²
最 高 高 さ	約 70m
施 設 用 途	観覧場、集会場、博物館、飲食店・物品販売業を営む店舗、自動車車庫、その他用途
駐 車 台 数	約 350 台
工事予定期間	平成 27 年度～平成 30 年度
供 用 時 期	平成 31 年度

注) (独) 日本スポーツ振興センターへのヒアリングに基づく

4.1.2 オリンピックスタジアムの計画の内容

(1) 位置

評価書案の対象となる本事業を実施する範囲（以下、「計画地」という）の位置は、写真4.1-1に示すとおり新宿区霞ヶ丘町10番1号ほか（新宿区及び渋谷区）にあり、敷地面積は約113,000m²である。

また、2020年東京大会を運営する範囲（以下、「会場エリア」という）は、計画地に隣接する明治神宮外苑や計画地西側の東京体育館も含む範囲とする計画である（「立候補ファイル」時点の計画）。

計画地は明治神宮外苑に隣接しており、周辺には明治神宮野球場、秩父宮ラグビー場、軟式野球・テニス場、アイススケート場、東京体育館等のスポーツ施設、聖徳記念絵画館や建国記念文庫等の芸術・文化施設が存在する。

明治神宮外苑は、明治天皇とその皇后、昭憲皇太后のご遺徳を永く後世に伝えるために、全国国民からの寄付金と献木、青年団による勤労奉仕により、聖徳記念絵画館を中心に、体力の向上や心身の鍛錬の場、また文化芸術の普及の拠点として、憲法記念館（現明治記念館）等の記念建造物と、陸上競技場（現国立霞ヶ丘競技場）・神宮球場・相撲場などのスポーツ施設が旧青山練兵場跡に造成され、大正15年（1926年）10月に明治神宮に奉献された。

「東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画」（平成25年6月 東京都）によると、本地区は大正期に整備された神宮外苑の都市構造を基盤として、風格のある都市景観と外苑の樹林による豊かな自然環境を有しており、昭和39年の東京オリンピックの主会場となった国立霞ヶ丘競技場をはじめとした日本を代表するスポーツ施設が多く集積し、国民や競技者がスポーツに親しむ一大拠点を形成している地区であるとしている。同計画では計画地及びその周辺の明治神宮外苑は、聖徳記念絵画館等を除き再開発等促進区に区域され、地区整備計画として国立

霞ヶ丘競技場の建替えとともに、公園及び道路公共施設の再編整備を図るとされている。

また、明治神宮外苑一帯は、「明治神宮内外苑付近風致地区」に指定されているほか、「東京都景観計画」（平成23年4月 東京都）では、首都東京の象徴性を意図して造られた建築物として、聖徳記念絵画館を中心とした眺望が保全されるよう、周辺で計画される建築物等の規模、色彩等を適切に誘導することを目的とした景観誘導区域が指定されている。



凡 例

- 計画地
- 会場エリア
- 区界
- J R
- 地下鉄



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

写真 4.1-1 計画地周辺の航空写真

(2) 配置計画

オリンピックスタジアムの配置計画図及び断面計画図は、図 4. 1-1 及び図 4. 1-2 に示すとおりである。

(3) 発生集中交通量及び自動車動線計画

工事の完了後に計画建築物に出入する自動車の発生集中交通量は、表 4. 1-3 に示すとおり平日 1, 660 台/日と想定した。

なお、交通処理計画等については、今後、現況交通量や将来予測交通量等を踏まえて、道路管理者及び交通管理者等の関係機関との協議を行い決定される。

なお、2020 年東京大会における関連車両交通量については、現時点では未定である。

表4. 1-3 発生集中交通量(関連車両交通量)

	小型車	大型車	合計
発生集中交通量 (関連車両交通量)	1, 100台/日	560台/日	1, 660台/日

注) (独)日本スポーツ振興センターへのヒヤリングに基づき東京都が想定

(4) 駐車場計画

自動車駐車場は、計画地の地下等に駐車場を設ける計画である。駐車場台数は合計で約350台整備する計画である。

(5) 設備計画

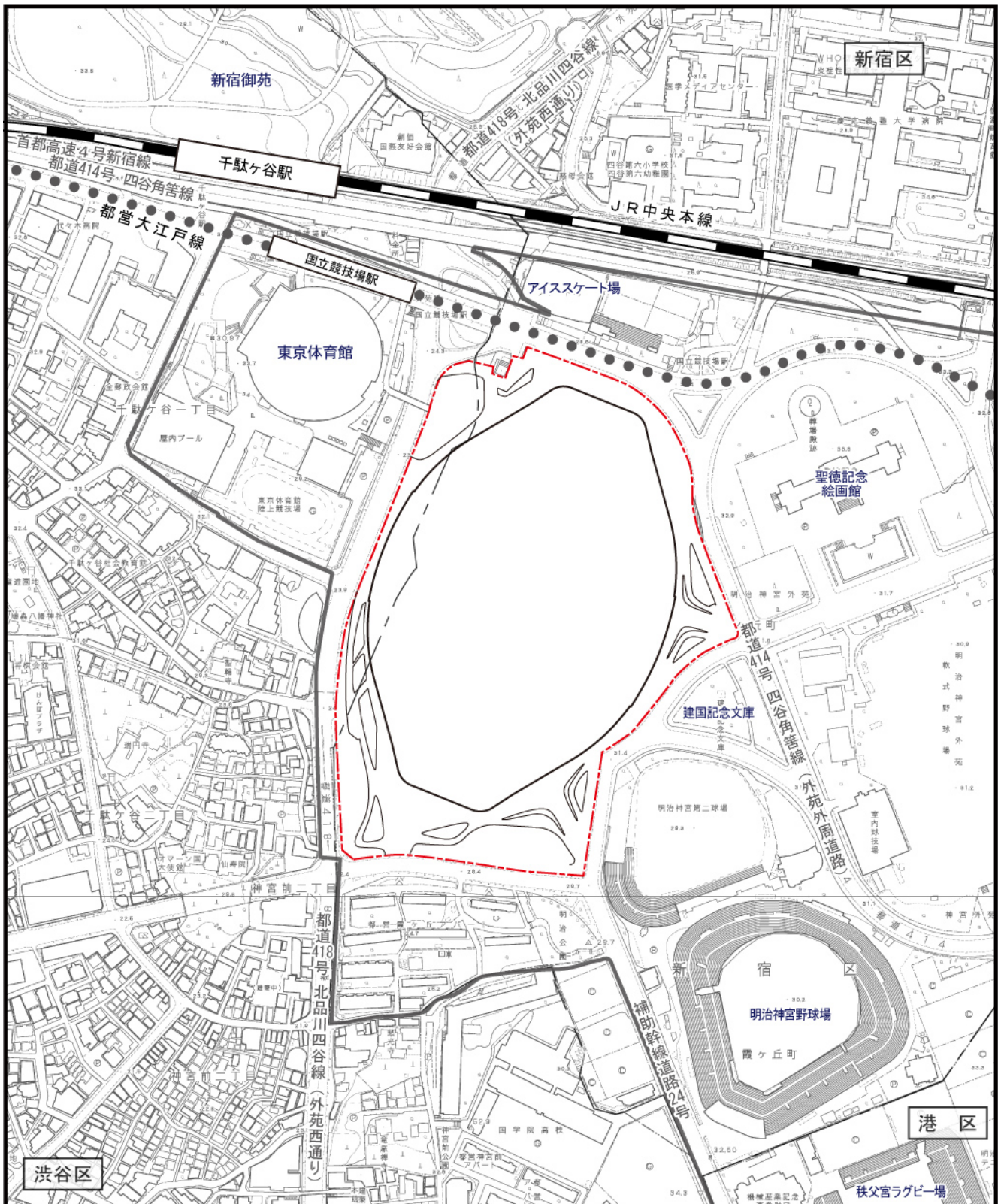
上水は、公共水道から供給を受け、排水は、公共下水道に放流する計画である。雑用水は、雨水や雑排水などを再利用水設備にて処理した水を原水とし、芝散水やトイレ洗浄水に使用する。

電力は、スポットネットワーク方式（3回線で受電し、1回線が停止しても支障なく受電できる方式）を採用する。また、常用発電設備（1, 500kVA 以上×2台）を設置し、イベント開催時の電力量ピークカットを図る計画とする。

(6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成 4 年東京都条例第 140 号）、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例（平成 11 年新宿区条例第 51 号）及び渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例（平成 11 年渋谷区条例第 36 号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。



凡 例

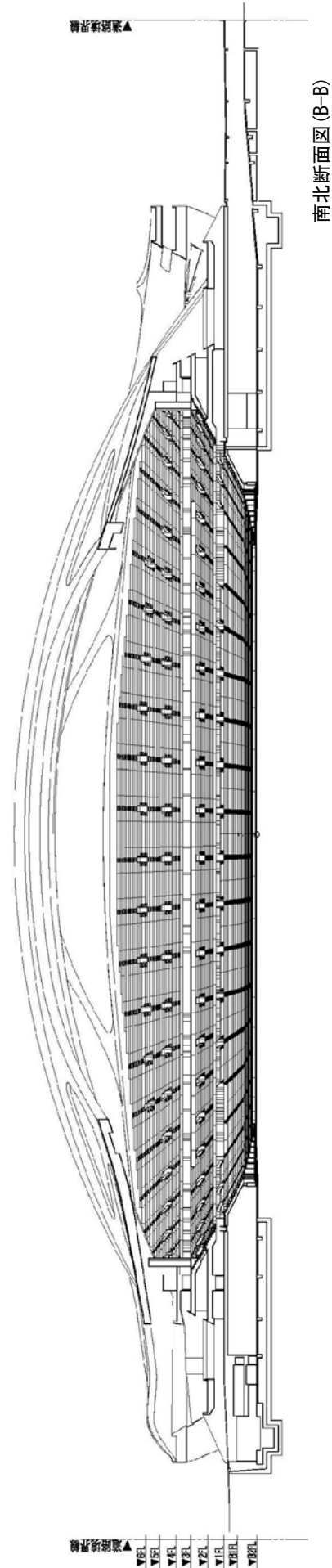
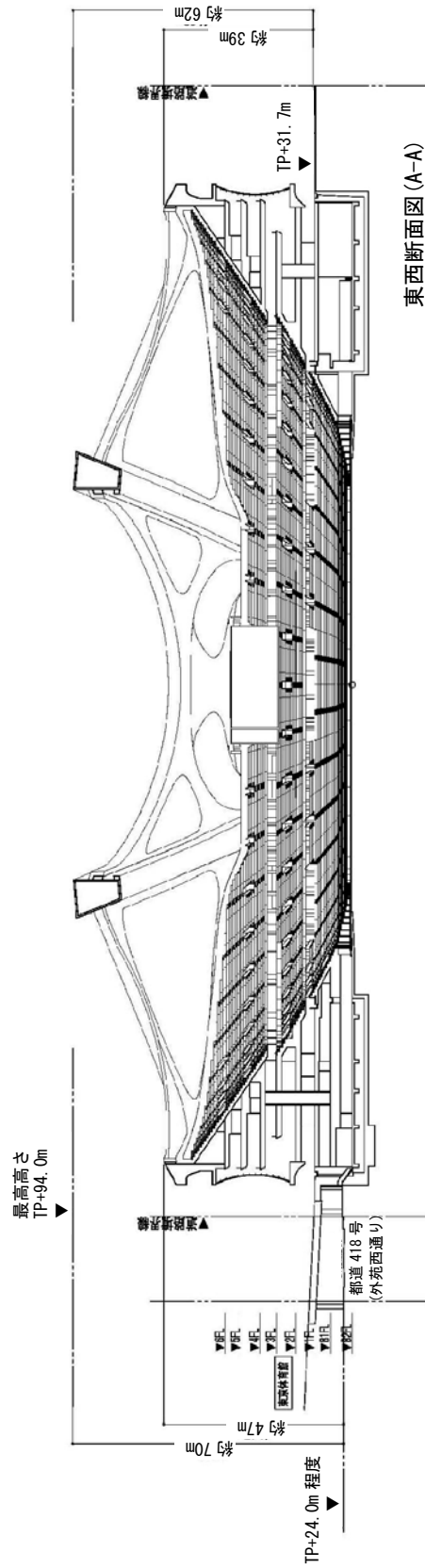
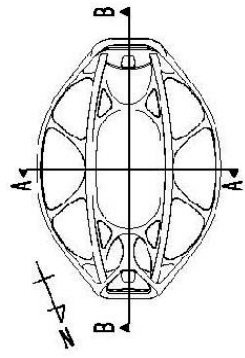
- 計画地
- 会場エリア
- 区界
- JR
- 地下鉄



Scale 1:5,000



図 4.1-1 配置計画図



出典：「新国立競技場基本設計（案）説明書（概要版）」（平成 26 年 5 月（独）日本スポーツ振興センター）

図 4.1-2 断面図

(7) 緑化計画

緑化計画は、明治神宮外苑の緑の一部として、外苑の植栽計画の考え方を継承し、都市に開かれた緑を形成することを基本方針とし、樹種は明治神宮内外苑に多く見られる日本の在来種を中心とした、景観的にも生態的にも周辺環境と調和し、長年にわたって継承される植栽計画とする。

また、計画地に隣接する聖徳記念絵画館や建国記念文庫等の既存の緑量のあるまとまった緑との連携を図った2列植栽による緑が連続する沿道景観を創出するほか、人工地盤上には低木や地被類の植栽、緑に囲まれたポケットパークの設置により、緑陰のある快適な歩行空間を創出する。

緑化面積は、東京都風致地区条例（昭和45年東京都条例第36号）及び新宿区みどりの条例（平成2年新宿区条例第43号）に基づく緑化基準のほか、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」（平成25年4月 東京都都市整備局）に基づき、「新しい都市づくりのための都市再開発諸制度活用方針」（平成26年4月 東京都）¹における緑化基準を上回る計画としている。

表4.1-4 計画緑化面積及び必要緑化面積

計画緑化面積	必要緑化面積
約25,000m ²	22,608m ²

注) 必要緑化面積は、新宿区みどりの条例における緑化基準値（敷地面積×0.2）を示す。

(8) 工事工程

本事業に係る全体工事期間は、平成27年度から平成30年度にかけて、42か月間の工期を予定している。

工事工程は、表4.1-5に示すとおりである。

表4.1-5 全体工事工程

工種/工事月	7	14	21	28	35	42
準備工事	■					
山留工事	■					
基礎工事		■				
土工事(掘削工事)	■	■				
地下躯体工事		■	■			
地上躯体工事			■	■	■	■
仕上工事			■	■	■	■
外構工事					■	■

注) (独)日本スポーツ振興センターへのヒアリングに基づき作成

各工種において使用する主な建設機械は、表4.1-6に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、効率的な施工計画を立案し、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減に努める。

¹ 「新しい都市づくりのための都市再開発諸制度活用方針」では、「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年12月22日条例第216号）に基づく緑化率を上回る「緑化基準値」を設定し、緑化率が「緑化基準値」を超える計画は、割増容積率を増加させることができる。再開発等促進区における「緑化基準値」は、40%に設定されている。

表4.1-6 主な建設機械

工 種	主な建設機械
準備工事	バックホウ
山留工事	アースドリル掘削機、クローラークレーン、 ラフタークレーン、バックホウ
基礎工事	三点式杭打機、クローラークレーン、バックホウ
土工事(掘削工事)	バックホウ、クラムシェル
地下躯体工事	コンクリートポンプ車
地上躯体工事	ラフタークレーン、クローラークレーン、 タワークレーン
仕上工事	ラフタークレーン
外構工事	バックホウ、ブルドーザ、ラフタークレーン、 コンクリートポンプ車

注) (独) 日本スポーツ振興センターへのヒヤリングに基づき東京都が想定

4.1.3 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、図 4.1-3 に示す手順に従い、会場事業計画の内容を基に環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して選定した。

環境影響要因は、2020 年東京大会の開催前、開催中及び開催後について、表 4.1-7 に示すとおり設定した。2020 年東京大会の開催にあたっては、本事業で整備する施設のほかに、計画地及びその周辺に大会関連用の仮設工作物の設置を行う予定であるが、現時点では工作物の諸元が未定である。また、2020 年東京大会の開催中における大会の運営等についても、現時点では具体的な計画が未定である。このため、本評価書案では、表 4.1-7 に示す環境影響要因のうち、計画の具体性の高い環境影響要因を対象とすることとし、仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定である。

なお、計画地に隣接する東京体育館においても仮設工作物の設置を行う予定であるが、工作物の諸元や施工時期が明らかになった段階で、本事業との複合影響も含めて環境影響評価の実施を検討する。

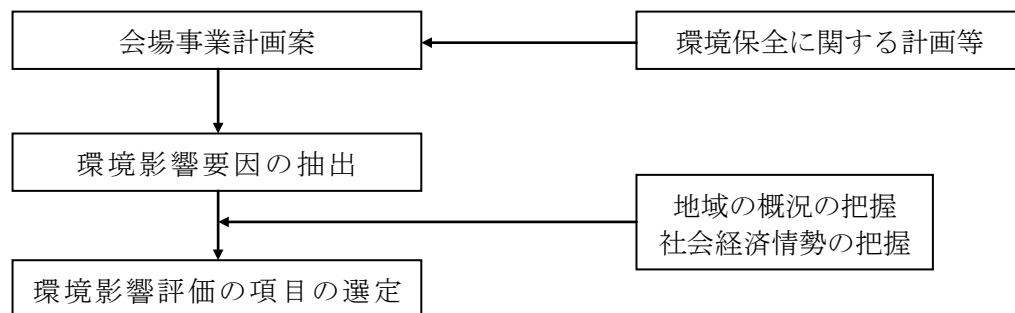


図 4.1-3 環境影響評価の項目の選定手順

表 4.1-7 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因		内容
開催前	恒設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設工作物	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の仮設工作物の出現や仮設工作物の存在に伴う影響
開催中	競技の実施		競技の実施に伴う影響
	大会の運営		大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響
開催後	仮設工作物	解体工事	2020 年東京大会の仮設工作物の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒設施設	設備等の持続的稼働	
		2020 年東京大会後の施設の継続的利用に伴う影響	

注) 網掛けは、本評価書案では対象としない環境影響要因を示す。

選定した項目は、表 4.1-8 (1) 及び(2)に、選定した理由は、表 4.1-9(1)～(3)に、選定しなかった理由は、表 4.1-10 に示すとおりである。

表 4.1-8(1) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目			区 分 環境影響要因 予測事項	開催前				開催中		開催後			
				施設の建設（仮設除く）	工事用車両の走行（仮設除く）	建設機械の稼働（仮設除く）	建築物の出現（仮設除く）	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	主要環境	大気等	・ 大気等の状況の変化の程度		○	○							○
			・ アスリートへの影響の程度										
		水質等	・ 水質の変化の程度										
			・ アスリートへの影響の程度										
		土壌	・ 土壌汚染物質の変化の程度	○									○
			・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無	○									○
			・ 汚染土壌の量										
	生態系	生物の生育・生息基盤	・ 生物・生態系の賦存地の改変の程度	○									○
			・ 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度	○									○
		水循環	・ 地下水涵養能の変化の程度	○									○
			・ 地下水の水位及び流動の変化の程度	○									○
			・ 湧水流量の変化の程度										
		生物・生態系	・ 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度	○									○
			・ 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度	○									○
			・ 水生生物相の変化の内容及びその程度										
			・ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度	○									○
			・ 生態系の変化の内容及びその程度	○									○
			・ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度	○									○
			・ アスリートへの生物等の影響の程度										
		緑	・ 植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度	○									○
	生活環境	騒音・振動	・ 工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動		○								
			・ 関係者等の移動による道路交通騒音及び振動										
			・ 建設機械等の騒音及び振動			○							
			・ 会場設備等からの騒音及び振動										
			・ 競技実施に伴う騒音及び振動										
		日影	・ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度				○						○
			・ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度				○						○
			・ 日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物				○						○
	アメニティ・文化	景観	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度				○						○
			・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度				○						○
			・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度				○						○
			・ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度				○						○
			・ 圧迫感の変化の程度				○						○
			・ 緑視率の変化の程度				○						○
			・ 景観阻害要因の変化の程度				○						○
		自然との触れ合い活動の場	・ 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度	○									○
			・ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度			○							○
			・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度		○								○

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 網掛けは、本評価書案では対象としない環境影響要因、予測事項を示す。仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、環境影響評価の項目を検討する。

表 4.1-8(2) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目			区 分 環境影響要因 予測事項		開催前			開催中		開催後			
					施設の建設（仮設除く）	工事用車両の走行（仮設除く）	建設機械の稼働（仮設除く）	建築物の出現（仮設除く）	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働
環境項目	アメニティ・文化	歩行者空間の快適性	・ 緑の程度	○									○
			・ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度	○									○
		史跡・文化財	・ 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度	○									○
			・ 文化財等の周辺の環境の変化の程度	○									○
			・ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	○									○
			・ 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度	○									○
			・ 文化財等の回復の程度	○									○
	資源・廃棄物	水利用	・ 水の効率的利用への取組・貢献の程度				○						○
		廃棄物	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等	○									○
	温室効果ガス	エコマテリアル	・ エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度	○									○
温室効果ガス		・ 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度	○	○	○							○	
	エネルギー	・ エネルギーの使用量及びその削減の程度	○	○	○							○	
社会経済項目	土地利用	土地利用	・ 自然地の改変・転用の有無及びその程度				○						
			・ 未利用地の解消の有無及びその程度										
		地域分断	・ 生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度				○						○
		移転	・ 施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度				○						
	社会活動	スポーツ活動	・ 国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、スポーツ活動への影響の内容とその程度										
		文化活動	・ 文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、文化活動への影響の内容及びその程度										
	参加・協働	ボランティア	・ ボランティア活動の内容とその程度										
		コミュニティ	・ 地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献度等の内容とその程度										
		環境への意識	・ 都民等の環境への関心及び意識の内容とその程度										
			・ 意識啓発のための機会の増減										
	安全・衛生・安心	安全	・ 危険物施設等からの安全性の確保の程度				○						○
			・ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度				○						○
			・ 電力供給の安定度				○						○
		衛生	・ 飲料水、食品等についての安全性の確保の程度										
			消防・防災	・ 耐震性の程度				○					
			・ 津波対策の程度										
			・ 防火性の程度				○						○
	交通	交通渋滞	・ 交通量及び交通流の変化の程度		○								
		公共交通へのアクセシビリティ	・ 会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度		○								
		交通安全	・ 交通安全の変化の程度		○								○
	経済	経済波及	・ 経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内容並びにその程度										
		雇用	・ 創出又は消失すると思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、雇用者構成等										
		事業採算性	・ 会場ごとの施設整備費、運営経費及びそれらの削減の程度										

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 網掛けは、本評価書案では対象としない環境影響要因、予測事項を示す。仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、環境影響評価の項目を検討する。

表 4.1-9(1) 選定した項目及びその理由

項 目	選定した理由
大気等	大気等に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行、建設機械の稼働、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「大気等の状況の変化の程度」とする。
土壌	土壌に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「土壌汚染物質の変化の程度」、「地下水及び大気への影響の可能性の有無」とする。
生物の生育・生息基盤	生物の生育・生息基盤に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「生物・生態系の賦存地の改変の程度」、「新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度」とする。
水循環	水循環に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設、開催後における施設の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「地下水涵養能の変化の程度」、「地下水の水位及び流動の変化の程度」とする。 なお、「湧水流量の変化の程度」は、計画地及びその周辺に湧水箇所が存在しないことから、予測事項としない。
生物・生態系	生物・生態系に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度」、「陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度」、「生育・生息環境の変化の内容及びその程度」、「生態系の変化の内容及びその程度」とする。
緑	緑に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度」とする。
騒音・振動	騒音・振動に影響を及ぼす要因としては、開催前における工事用車両の走行、建設機械の稼働が考えられる。 予測事項は、「工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動」、「建設機械等の騒音及び振動」とする。 なお、「会場設備等からの騒音及び振動」は、計画地内に騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく特定施設や振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく特定施設等の騒音・振動の発生源となる施設は設置しないため、予測事項としない。
日 影	日影が生じるおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度」、「冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度」、「日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物」とする。
景 観	景観に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度」、「景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度」、「代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」、「貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度」、「圧迫感の変化の程度」、「緑視率の変化の程度」、「景観阻害要因の変化の程度」とする。
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、工事用車両の走行、建設機械の稼働、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」、「自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」、「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度」とする。
歩行者空間の快適性	歩行者空間の快適性に及ぼすおそれのある要因としては、都市特有の課題であるヒートアイランド現象が考えられる。 予測事項は、「緑の程度」、「歩行者が感じる快適性の程度」とする。

表 4.1-9(2) 選定した項目及びその理由

項 目	選定した理由
史跡・文化財	史跡・文化財に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度」、「文化財等の周辺の環境の変化の程度」、「埋蔵文化財包蔵地の改変の程度」、「会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度」、「文化財等の回復の程度」とする。
水利用	水利用に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前の建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「水の効率的利用への取組・貢献の程度」とする。
廃棄物	廃棄物を排出するおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等」とする。
エコマテリアル	エコマテリアルを利用する要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度」とする。 なお、大会の運営や設備等の持続的稼働に伴う「エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度」は、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
温室効果ガス	温室効果ガスを排出するおそれがある要因としては、開催前における施設の建設、工事用車両の走行、建設機械の稼働、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「温室効果ガスの排出量及びその削減の程度」とする。 なお、開催前の工事用車両の走行に伴う「温室効果ガスの排出量及びその削減の程度」は現時点では工事に伴う建設発生土等の搬出先や建築資材等の搬入元等が不明であるため、フォローアップ報告書において温室効果ガスの排出量等を明らかにする。
エネルギー	多量のエネルギーを使用するおそれがある要因としては、開催前における施設の建設、工事用車両の走行、建設機械の稼働、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「エネルギーの使用量及びその削減の程度」とする。 なお、開催前の工事用車両の走行に伴う「エネルギーの使用量及びその削減の程度」は現時点では工事に伴う建設発生土等の搬出先や建築資材等の搬入元等が不明であるため、フォローアップ報告書においてエネルギーの使用量等を明らかにする。
土地利用	土地利用に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現が考えられる。 予測事項は、「自然地の改変・転用の有無及びその程度」とする。 なお、「未利用地の解消の有無及びその程度」は、未利用地の有効利用はないため、予測事項としない。
地域分断	地域分断に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度」とする。
移転	移転が生じるおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現が考えられる。 予測事項は、「施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度」とする。
安全	安全に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「危険物施設等からの安全性の確保の程度」、「移動の安全のためのバリアフリー化の程度」、「電力供給の安定度」とする。
消防・防災	消防・防災に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項としては、「耐震性の程度」、「防火性の程度」とする。 なお、「津波対策の程度」は、計画地が内陸域に立地しているため、予測事項としない。

表 4.1-9(3) 選定した項目及びその理由

項 目	選定した理由
交通渋滞	交通渋滞に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「交通量及び交通流の変化の程度」とする。
公共交通へのアクセシビリティ	公共交通へのアクセシビリティに影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度」とする。
交通安全	交通安全に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「交通安全の変化の程度」とする。

表 4.1-10 選定しなかった項目及びその理由

項 目	選定しなかった理由
水質等	施設の建設及び運営に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。
スポーツ活動	2020 年東京大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
文化活動	2020 年東京大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
ボランティア	2020 年東京大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	2020 年東京大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	2020 年東京大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
衛生	2020 年東京大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
経済波及	2020 年東京大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
雇用	2020 年東京大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
事業採算性	2020 年東京大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で個々の会場ごとに評価する。

4.1.4 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成 26 年 2 月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮したうえで、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 5-1(1)～(8)に示すとおりである。

表 4.1-11(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
1. 大気等	[大会開催前] ア. 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.041～0.043ppm であり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.9～1.7%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.045mg/m³ であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満である。 イ. 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.060ppm であり、環境基準値(0.06ppm)以下である。建設機械の稼働に伴う寄与率は 45.2%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.050mg/m³ であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は 17.7%である。 [大会開催後] ア. 関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.040～0.041ppm であり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。関連車両の走行による寄与率は 0.1～0.5%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.045mg/m³ であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行による寄与率は 0.1%未満である。 イ. 地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.042ppm であり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は 0.9%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.041mg/m³ であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は 0.1%未満である。 ウ. 熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の変化の程度 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.042ppm であり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は 0.2%である。
2. 土壌	計画地の一部は「形質変更時要届出区域」に指定されており、事業の実施に伴う土地改変にあたっては、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく手続きを行い、適切に対応するとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。 また、工事中に汚染土壌が確認された場合には、土壌汚染対策法及び環境確保条例に則り、汚染物質の種類、汚染土壌の量等を明らかにし、関係機関と調整を行ったうえで適切な飛散・拡散の防止対策をとった汚染拡散防止措置を実施するとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。 また、設備等の持続的稼働による土壌汚染については、汚染要因が想定されないことから土壌汚染が生じるおそれはないと考える。 以上のことから、評価の指標を満足するものとする。

表 4.1-11(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
3. 生物の生育 ・生息基盤	事業の実施により、計画地内は、明治公園（四季の庭）、明治公園（霞岳広場）周囲、国立霞ヶ丘競技場周囲の植栽樹林の一部が改変され、生物・生態系の賦存地への影響が生じる。計画地周辺における生物・生態系の賦存地の改変は生じないほか、地下水位の低下や土地の安定性の変化は生じないと考えられ、計画地周辺における生物・生態系の賦存地への影響は生じないと考えられる。 事業の実施にあたっては、地上部緑化等により約 25,000m²の植物が生育する基盤が創出される。また、植栽樹種は、明治神宮内苑・外苑に多く見られる日本の在来木を中心とし、計画地周辺の生息・生育基盤と調和する植栽計画としているほか、聖徳記念絵画館や建国記念文庫と隣接する敷地内には、聖徳記念絵画館や建国記念文庫の緑量あるみどりとの連携を図った植栽を施す計画である。このため、計画地の位置する明治神宮外苑の生物・生態系の賦存地と一体となった生物の生息・生育基盤が形成されることが考えられる。 以上のことから、計画地における生物・生態系の賦存地は一部減少するものの、計画地周辺も含めた明治神宮外苑としての生物・生態系の賦存地の現況は維持され、評価の指標は満足するものと考えられる。
4. 水循環	[開催前の施設の建設による地下水の水位及び流動の変化の程度] 掘削工事に当たっては、山留壁として遮水性の高いSMW（ソイルセメント柱列壁）を採用し、周辺からの地下水の湧出を抑制するため、山留壁周辺の地下水位を著しく低下させることはないと考える。また、掘削工事施工中については、必要に応じて、地下水位のモニタリングを実施し、地下水揚水量の適切な管理を実施する。これらの状況についてはフォローアップ報告書により明らかにする。 以上のことから、工事中の地下水の揚水により、計画地周辺の地下水位に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標は満足するものとする。 [開催後の設備等の持続的稼働による地下水涵養能の変化の程度及び地下水の水位及び流動の変化の程度] ア. 地下水涵養能の変化の程度 計画地の現況は、大部分がアスファルト等により舗装されている。 本事業では雨水浸透施設と雨水貯留施設の組み合わせにより、「新宿区雨水流出抑制施設の設置に関する要綱」、「渋谷区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に示される必要な抑制対策量を確保する計画である。雨水浸透施設としては、浸透トレンチ、浸透ます及び緑地を設置する計画であり、地下水涵養を図る計画である。また、緑地における蒸散効果により、ヒートアイランド対策にも寄与することが期待できる。 以上のことから、土地の改変に伴う雨水流出量を抑制できるとともに、地下水涵養が図れることから、評価の指標を満足するものとする。 イ. 地下水の水位及び流動の変化 計画では、山留壁として構築したSMWを地下構造物構築後も残置する計画であり、地下水を遮断する可能性がある。 計画地で確認された帯水層である東京層や東京礫層等は、計画地周辺においてもその分布がみられ、帯水層が連続して分布しているものと想定される。地下水は地下構造物を迂回して流れると考えられる。 以上のことから、現状の地下水位及び流動を著しく阻害させることはなく、評価の指標を満足するものとする。
5. 生物・生態系	施設の建設に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる樹木等の伐採や土壌の改変が行われるが、計画地周辺の明治神宮外苑の生物の生育・生息環境の改変は生じない。 事業の実施にあたっては、計画地北側の既存樹の保存方法を検討するほか、地上部緑化等により約 25,000m²の緑化を行う計画としている。本施設の植栽樹種は、明治神宮内苑・外苑に多く見られる日本の在来木を中心とし、計画地周辺の生息・生育基盤と調和する植栽計画としている。計画地周辺には、明治神宮外苑の緑地等の生物の生育・生息環境が存在しており、計画地及びその周辺も含めた生物の生育・生息環境は維持されることが考えられる。 以上のことから、計画地における生物の生育・生息環境は一部減少するものの、計画地周辺も含めた地域としての生物・生態系の現況は維持され、評価の指標は満足するものと考えられる。

表 4.1-11(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
6. 緑	事業の実施に伴い、地上部緑化等により約 25,000m²の緑化面積を確保する計画である。 本事業では、東京都風致地区条例及び新宿区みどりの条例に基づき緑化基準が定められているが、いずれの緑化基準も上回る緑化面積を確保する計画である。また、本事業では、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」（平成 25 年 4 月 東京都都市整備局）に基づき、「新しい都市づくりのための都市再開発諸制度活用方針」（平成 26 年 4 月 東京都）における緑化基準を上回る緑化面積を確保する計画である。 以上のことから、評価の指標は満足するものと考えられる。
7. 騒音・振動	[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動の程度] ア. 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間 62～66dB であり、全地点において環境基準値を下回る。工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1dB 未満である。 イ. 工事用車両の走行に伴う道路交通振動 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{10})は、昼間 31～46dB、夜間 26～41dB であり、規制基準値を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間は 2dB 以下、夜間は 1dB 未満である。 [建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の程度] ア. 建設機械の稼働に伴う騒音 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{A5})は、計画地北側敷地境界において、最大 67dB であり、「指定建設作業に係る騒音の勧告基準」（80dB）を下回る。 イ. 建設機械の稼働に伴う振動 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_{10})は、計画地北側敷地境界において、最大 66dB であり、「指定建設作業に係る振動の勧告基準」（70dB）を下回る。
8. 日影	計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、計画地の西北西側約 350m の渋谷区千駄ヶ谷一丁目から、東北東側約 300m の新宿区霞ヶ丘町に及ぶ範囲であるが、日影規制地域に対して規制時間を上回る日影は生じないものとする。 以上のことから、評価の指標を満足するものとする。
9. 景観	[主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度] 計画地は明治神宮外苑に隣接しており、当該エリアは、大正期に整備された明治神宮外苑の都市構造を基盤として、風格のある都市景観と苑内の樹林による豊かな自然環境を有している。また、周辺には、東京体育館や明治神宮外苑野球場、秩父宮ラグビー場等の多様な規模や種類のスポーツ施設が集積している。 計画建築物の建物外周部は、大きな壁面構成を避け、フレームによる構成とする等、通りを歩く人や周辺の街並みに配慮した計画としている。また、明治神宮外苑のみどりの一部として、外苑の植栽計画の考え方を継承し、都市に開かれたみどりを形成する計画であり、周辺地域の景観と調和すると考える。 以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近な緑を感じられる景観をつくる」を満足するものとする。 [景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度] 計画地は、「東京都景観計画」に定める保全対象建築物である聖徳記念絵画館の景観誘導区域には該当せず、「東京都景観計画」において指定されている聖徳記念絵画館に係る眺望地点から計画建築物を視認することはできないことから、景観を阻害することはない。また、計画地は、「東京都景観計画」に定める新宿御苑周辺の景観誘導区域に該当するが、新宿御苑内の眺望地点から計画建築物を視認することはできず、景観を阻害することはない。 以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近な緑を感じられる景観をつくる」を満足するものとする。 [代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度] 計画地周囲の主要な交差点からの眺望については、計画建築物が視野に占める割合は増加するが、計画建築物の建物外周部は、大きな壁面構成を避け、フレームによる構成とする等、通りを歩く人や周辺の街並みに配慮した計画としている。また、明治神宮外苑のみどりの一部として、外苑の植栽計画の考え方を継承し、都市に開かれたみどりを形成する計画であり、周辺地域の景観と調和すると考える。周辺地域においては、計画建築物の一部が視認されるが、眺望景観に著しい変化は生じないとする。 以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近な緑を感じられる景観をつくる」を満足するものとする。

表 4.1-11(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
9. 景観 (続き)	[貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度] 計画地内に貴重な景勝地はなく、事業の実施に伴い貴重な景勝地を消滅及び改変する事はなく、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近な緑を感じられる景観をつくる」を満足するものとする。 [圧迫感の変化の程度] 計画建築物による形態率の増加は少なく、形態率の変化の程度は、a 地点で約 1.2%、c 地点で約 1.6%、d 地点で約 2.0%の増加であり、b 地点では約 0.2%の減少である。 計画建築物は敷地境界からセットバックすることで、周囲に広幅員での開放的な歩道状空を配置するとともに、並木植栽を施すことで、計画建築物による圧迫感の低減に配慮した計画としている。 以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものとする。 [緑視率の変化の程度] 緑視率の変化の程度は、No.3 地点で約 20%の減少、No.4 地点で約 13%の減少となり、逆に No.7 地点では 3%、No.5 地点では 5%の増加と予測する。No.2、8 地点からは計画建築物を視認できず、No.1、6 地点では、緑視率の変化はほとんどない。 計画建築物は敷地境界からセットバックすることで、周囲に広幅員での開放的な歩道状空を配置するとともに、並木植栽を施すことで、周辺との緑の連続性を創出する計画としている。また、新宿区景観まちづくり審議会及びそれ以降の協議も踏まえ、植栽計画を拡充する計画である。 以上のことから、評価の指標とした「緑視率の変化の軽減を図ること」を満足するものとする。 [景観阻害要因の変化の程度] 計画建築物は周辺地域より視認され、一部地域では計画建築物が視野に占める割合が増加するが、計画建築物の建物外周部は、大きな壁面構成を避け、フレームによる構成とする等、通りを歩く人や周辺の街並みに配慮した計画としている。また、神宮外苑のみどりの一部として、外苑の植栽計画の考え方を継承し、都市に開かれたみどりを形成する計画であり、景観阻害要因に著しい変化は生じないものとする。 以上のことから、評価の指標とした「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する」、「周辺のまとまったみどりと身近な緑を感じられる景観をつくる」を満足するものとする。
10. 自然との 触れ合い活動の場	[自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度] 事業の実施により、明治公園（四季の庭）と明治公園（霞岳広場）の自然との触れ合いの活動の場が改変されるものの、開催後は、計画地の外構部に既存樹の保存も含めた緑の回廊（歩道状空地並木植栽）を整備する。新たに整備される緑の回廊は、新たな自然との触れ合い活動の場として、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに利用されるものとする。 計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は、事業の実施により直接改変されることはなく、明治神宮外苑の樹林地やイチョウ並木における散策、休息や自然観察、周回道路におけるサイクリングやジョギング等の自然との触れ合い活動の場は維持されるものとする。 以上のことから、現況の計画地内の自然との触れ合い活動の場は改変されるものの、開催後には新たな自然との触れ合い活動の場が創出され、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに一体的に利用されたと考えられ、評価の指標を満足するものとする。 [自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度] 開催前の施設の建設における建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、建設機械の平準化等のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。 計画地を含めた明治神宮外苑では、散歩や自然観察、休息、ジョギング・ランニング等の自然との触れ合い活動が日常的に行われている。事業の実施により、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはないため、周辺地域における自然との触れ合い活動は継続される。また、計画地の外構部に既存樹の保存も含めた緑の回廊（歩道状空地並木植栽）を整備し、隣接する聖徳記念絵画館の緑等とともにネットワークが構築され、周辺の自然との触れ合い活動も含めた利用者の利便性が向上するものと考えられる。 以上のことから、計画地内に新たに創出される自然との触れ合い活動の場は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進することから、評価の指標を満足するものとする。

表 4.1-11(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
10. 自然との 触れ合い活動の場 (続き)	[自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度] 施設の建設に伴う工事用車両の走行に伴い、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に影響を及ぼすおそれがあるが、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する予定である。 また、事業の実施に伴い、計画地の外構部に緑の回廊を整備し、歩行者等にオープンな通路空間として提供するとともに、計画地西側の人工地盤の整備により歩行者動線と車両動線とを分離した安全で快適な歩行者ネットワークが構築される。 以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路が充実することにより、評価の指標を満足するものと考ええる。
11. 歩行者空間の 快適性	[緑の程度] 公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路では、一部の経路を除き既に歩道上の街路樹や沿道の樹木により緑陰が形成されており、将来的な緑の程度は現況と同等と考える。 以上のことから、現況の緑量は維持されと考えられ、評価の指標は満足するものと考ええる。 [歩行者が感じる快適性の程度] アクセス経路となる歩道上の暑さ指数(WBGT)は、日影のない直射日光下では最大で32℃となり、熱中症が全ての生活活動でおこる危険性がある「危険」レベルになると考える。 街路樹や沿道の樹木、沿道の建築物等による日影下では、暑さ指数(WBGT)は26℃程度まで低下するため、熱中症が中等度以上の生活活動でおこる危険性がある「警戒」レベルにまで低下すると考える。
12. 史跡・文化財	[会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度] 生育地が改変される新宿区天然記念物のシイは適切な移植、国立霞ヶ丘競技場の1964年東京オリンピックのレガシーである記念作品等は、再設置を含む利活用の検討を行う計画である。 以上のことから、計画地内の文化財等の現状変更等は適切に行われ、周辺地域の文化財等の損傷等は生じないことから、評価の指標を満足するものと考ええる。 [文化財等の周辺の環境の変化の程度] 新宿区指定天然記念物のシイは、移植先での適切な管理、1964年東京オリンピックレガシーである記念作品等は、再設置を含む利活用の検討を行うことから、評価の指標を満足するものと考ええる。 [埋蔵文化財包蔵地の改変の程度] 計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地については、改変する工事の着手前までに、文化財保護法に基づき、都教育委員会、区教育委員会との協議の上、発掘調査等を行い、確認及び保存等の適切な措置を講じる。 埋蔵文化財包蔵地の指定を受けていない範囲においても、工事中に新たな埋蔵文化財が確認された場合には、都教育委員会、区教育委員会へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき適切に対処する。 以上のことから、埋蔵文化財包蔵地の確認及び保存に支障はなく、評価の指標を満足するものと考ええる。 [会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度] 本事業の実施による大気汚染、騒音・振動等は、それぞれの項目で設定した評価の目標を満足するものと考えられることから、事業計画地周辺の文化財に与える影響は少なく、評価の指標を満足するものと考ええる。 [文化財等の回復の程度] 新宿区指定天然記念物のシイは、移植先での適切な管理、1964年東京オリンピックレガシーである記念作品等については、再設置を含む利活用の検討を行うことから、評価の指標を満足するものと考ええる。

表 4.1-11(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
13. 水利用	本事業は、スタジアムの膜屋根に降る雨水を集水し、地下雨水貯留槽へ貯留後、トイレ洗浄水や芝散水に使用する計画としている。利用量は、トイレ洗浄水について全体の約 77%を雨水及び循環水（中水）で、芝散水の約 82%を雨水でまかなう計画としている。 また、節水の取組みとして、節水型トイレ、センサー感知器具の採用、トイレ手洗器の自動水栓、省エネ型温水便座の設置等について導入を検討しており、より効率的な水利用が行われると考える。 東京都においては「水の有効利用促進要綱」により、一定規模の大規模建築又は開発事業に対して、便所洗浄水や修景用水、散水などの雑用水に、雨水、中水及び再生水の利用を要請しており、本事業の取組みは本要綱に合致している。 よって、本事業における節水対策は、東京都の水の有効利用に係る計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものとする。
14. 廃棄物	[施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等] ア．建設発生土・建設汚泥の発生量 建設発生土については、受入れ機関の受入れ基準への適合を確認した上で場外搬出することにより適正な廃棄物処理を行い、建設汚泥については、場外に搬出して産業廃棄物として処分する計画とする。 以上のことから、「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 20 年 4 月 東京都）の目標とする再資源化率等を満足するものとする。 イ．建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量 建設工事に伴い生じる建設廃棄物については、分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。 以上のことから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標とする再資源化率等を満足するものとする。 [設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等] 設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等は、廃棄物の種類別に分別回収及び保管場所を設置し、国立霞ヶ丘競技場と同様に、東京都廃棄物条例及び新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例に基づき適切に処理・処分を行う。 また、施設内のテナントに対する廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の誘導や施設利用者に対する分かりやすい分別表示を行う。 以上のことから、「新宿区一般廃棄物処理基本計画<平成 25 年度改定版>」の目標とする再資源化率を満足するだけでなく、国立霞ヶ丘競技場におけるリサイクル率を維持し、廃棄物の搬出も滞りなく実施できるものとする。
15. エコマテリアル	建設工事にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき文部科学省が定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」等に基づき、建設資材等の環境物品等の調達や環境影響物品等の使用抑制を図ることから、エコマテリアルの利用が図られると考える。 以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標を満足するものとする。
16. 温室効果ガス	[建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度] 建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量は、約 2,900t-CO₂/年と予測する。 工事の実施にあたっては、省エネ運転をすることで、温室効果ガス排出量を削減する計画としている。 以上のことから、事業者は、事業活動に伴って生ずる温室効果ガスの排出量を把握し、必要な措置を講じて、建設工事に伴い生じる環境への負荷の削減を図っていることから、評価の指標は満足するものとする。 [施設等の持続的稼働に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度] 施設の運営における温室効果ガス排出量は、約 7,900t-CO₂/年と予測する。会場施設の空調換気設備においては自然換気や自然通風を考慮する等、各設備計画等において効率的利用のための措置を計画している。 以上のことから、事業者は、事業活動に伴って生ずる温室効果ガスの排出量を把握し、必要な措置を講じて、温室効果ガスの排出量を削減していると考えられ、評価の指標は満足するものとする。

表 4.1-11(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
17. エネルギー	[建設機械の稼働に伴うエネルギー使用量及びその削減の程度] 建設機械の稼働に伴うエネルギー使用量は、約 43,000GJ/年と予測する。 工事の実施にあたっては、省エネ運転をすることで、エネルギー使用量を削減する計画としている。 以上のことから、事業者は、建設工事に伴い生じる環境への負荷の削減を図っていることから、評価の指標は満足するものとする。 [施設等の持続的稼働に伴うエネルギー使用量及びその削減の程度] 施設の運営におけるエネルギー使用量は、約 147,000GJ/年と予測する。会場施設の空調換気設備においては自然換気や自然通風を考慮する等、各設備計画等において効率的利用のための措置を計画している。 以上のことから、事業者は、エネルギー使用の合理化に努めていると考えられ、評価の指標は満足するものとする。
18. 土地利用	本事業の実施に伴い、土地が改変されるが、自然地の改変はなく、公園・運動場等、宿泊・遊興施設、事務所建築物、道路が、それぞれスポーツ・興業施設に変更になる。 東京都が定める神宮外苑地区地区計画においては、計画地が位置する A-2 地区は、「国立霞ヶ丘競技場の建替えとともに、公園及び道路等公共施設の再編整備を図る。」との基本方針に基づき、平成 25 年 6 月には都市計画決定により明治公園が再編されている。また、新宿区総合計画（平成 19 年 12 月 新宿区）では、計画地周辺は「スポーツ拠点を活かしたまちの活性化を図ります。」としている。 本事業は、旧国立霞ヶ丘競技場を平成 31 年までに新たな競技場に建替えるものであり、建設後は、神宮外苑地区に既存のスポーツ施設等と一体的な土地利用が図られる。これにより、新宿区総合計画及び東京都が定める長期ビジョンや土地利用に係る計画との整合が図られており、評価の指標を満足するものとする。 計画地が位置する明治神宮外苑は、体力の向上や心身の鍛錬の場、また文化芸術の普及の拠点として親しまれてきた。今後は、2020 年東京大会が契機となり、本施設がスポーツ拠点として活用されることで、地域の活性化機能がより一層促進されるものとする。
19. 地域分断	本事業の実施により周辺地域住民の主たる生活動線に大きな変化はないと予測する。さらに、敷地を自由に通り抜けられる歩道状空地が整備されることから、歩行者のアクセス性は向上すると予測する。 本事業は、旧国立霞ヶ丘競技場を平成 31 年までに新たな競技場に建替えるものである。 事業の実施に伴い、バリアフリーで地区全体にわたる回遊性のあるネットワークが創出され、周辺のスポーツ施設等と一体的に利用する環境が整備されることにより、本事業に伴う生活動線（特に歩行者動線）の分断はなく、評価の指標を満足するものとする。
20. 移転	本事業の施設の存在により、日本青年館の移転が必要となるが、現在と同等機能の移転先が確保されていると予測する。 以上のことから、良好な移転先が確保され、評価の指標は満足するものとする。
21. 安全	[危険物施設等からの安全性の確保の程度] 計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から 400m 程度の距離に位置している。 危険物施設等については、法令等に基づく規制がなされる他、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に、関係機関による立入検査等の監視体制が維持される。 また、計画地周辺の明治神宮外苑は、避難場所に指定されている。 以上のことから、東京都等が定めた地域防災等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものとする。

表 4.1-11(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
21. 安全 (続き)	[移動の安全のためのバリアフリー化の程度] 計画建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例及び東京都福祉のまちづくり条例に基づき、施設内のバリアフリー化を図る他、外国人利用者を考慮したピクトグラム等の言語以外の表示の設置、災害時の聴覚障害者や外国人利用者を考慮した、大型映像装置の活用等を行う計画である。 以上のことから、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、条例等の中で当該地域について設定している目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考える。 [電力供給の安定度] 計画建築物では、22kV スポットネットワーク方式を採用しており、3回線の内、1回線が故障してもほかの2回線により電気を送り続けることができる受電方式を採用する計画としている。また、保安用電源は一般停電時の保安用照明及び保安用コンセント等として利用できるように、常用発電設備（1500kVA 以上×2台）を設置する計画となっている。 以上のことから、評価の指標は満足するものと考える。
22. 消防・防災	[耐震性の程度] 本事業は、「官庁施設の総合耐震計画基準」（国土交通省）に基づき、不特定多数の者が利用する文化・スポーツ施設として公共性が高い施設であるとして、大地震発生時においても人命の完全確保に加えて機能確保の基準を満足する設計となっている。 以上のことから、新宿区や東京都の防災計画等との整合が図られており、評価の指標を満足するものと考えられる。 また、計画地が位置する明治神宮外苑全体は広域避難場所に指定されていることから、大地震発生時においても構造体の機能確保が図られ、地域の防災拠点として機能すると考える。 [防火性の程度] 本事業は、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に基づき、耐火建築物及び複合用途防火対象物として基準を満足する計画となっており、防火性は確保される。 以上のことから、施設の防火基準との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考えられる。 さらに、実施段階においては性能評価（避難安全検証法）により、安全性の確認を行う計画であることから、より防火性に優れた施設として、災害時には地域の防災拠点として機能すると考える。
23. 交通渋滞	工事用車両台数が最大となる時期における工事用車両の割合は、1～5%程度と考える。 以上のことから、周辺交通流に対して工事用車両が増加するが、工事用車両の走行に際しては、工事工程の平準化、走行ルート分散化、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する等、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないよう十分な配慮を行いつつ、工事を実施する。
24. 公共交通への アクセシビリティ	最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものと考える。 以上のことから、現況の歩車動線分離を著しく低下させることはなく、評価の指標を満足するものと考える。
25. 交通安全	最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものと考える。また、計画建築物の周囲にオープンな通路空間を確保し、イベント時の観客の入退場に配慮する。この通路空間には隣接する東京体育館との間に歩行者デッキを整備することにより、立体的な歩車動線の分離が可能になると考える。 以上のことから、大会開催前及び大会開催後ともに現況の歩車動線分離を著しく低下させることはなく、評価の指標を満足するものと考える。

4.2 武蔵野の森総合スポーツ施設

4.2.1 武蔵野の森総合スポーツ施設の概要

本評価書案の対象である武蔵野の森総合スポーツ施設の概要は、表 4.2-1 に示すとおりである。

武蔵野の森総合スポーツ施設は、400 万人を超える人口を擁し、首都圏の中核拠点として一層の発展が期待される多摩地区に、多様なスポーツニーズに応える総合スポーツ施設を整備するものであり、武蔵野の森総合スポーツ施設を含んだ武蔵野の森地区は、「2020 年の東京」の中で 4 大スポーツクラスターの一つに位置づけられている。

武蔵野の森総合スポーツ施設には、メインアリーナ棟及びサブアリーナ・プール棟の 2 棟の建築物を建設する予定であり、その概要は、表 4.2-2 に示すとおりである。2020 年東京大会では、オリンピックの近代五種(フェンシング)の会場として利用される計画である(「立候補ファイル」時点の計画)。

表 4.2-1 会場の概要(武蔵野の森総合スポーツ施設)

項目	内容
競技	オリンピック：近代五種(フェンシング)
	パラリンピック：－

【イメージ図】

出典：平成 25 年 4 月 23 日東京都報道発表資料「「武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)の実施設計」について」

表 4.2-2 武蔵野の森総合スポーツ施設の内容の概略

項 目	内 容
所 在 地	東京都調布市飛田給一丁目 1 番 41 号ほか
用 途 地 域	準工業地域
敷 地 面 積	約 33,500m ²
建 築 面 積	約 27,200m ²
延 床 面 積	約 49,100m ²
最 高 高 さ	30.7m
主 要 用 途	大規模スポーツ大会、イベント興行、広域的大会、都民の日常利用など
駐 車 台 数	恒設：177 台
工事予定期間	平成 25 年度～平成 28 年度
供 用 時 期	平成 29 年度中

出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)実施設計」(平成 24 年 12 月 東京都)
平成 25 年 4 月 23 日東京都報道発表資料「「武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)の実施設計」
について」

4.2.2 武蔵野の森総合スポーツ施設の計画の内容

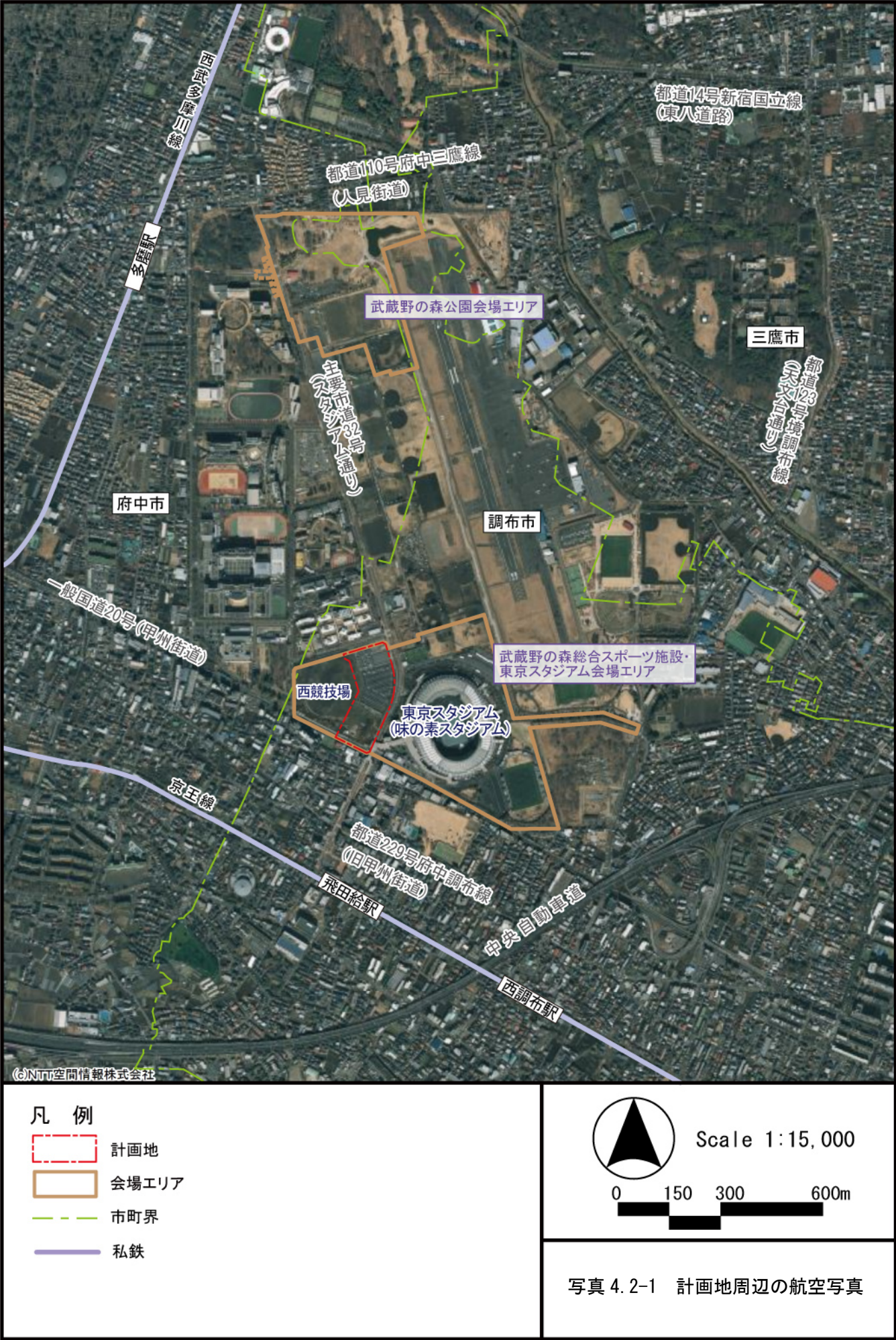
(1) 位置

計画地の位置は、写真4.2-1に示すとおり、調布市飛田給一丁目に位置しており、敷地面積は約33,500m²である。

計画地は、北東側は調布基地跡地運動広場に隣接し、東側には J リーグの試合等が開催される東京スタジアム（味の素スタジアム）、西側には東京スタジアム（味の素スタジアム）西競技場（以下、「西競技場」という。）が整備されている。

また、2020年東京大会を運営する範囲（以下、「会場エリア」という。）は、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）及び西競技場も含む範囲とする計画である（「立候補ファイル」時点の計画）。

計画地は、調布飛行場跡地の一角をなし、周辺には、緑豊かな武蔵野の森公園や東京スタジアム（味の素スタジアム）をはじめとするスポーツ施設、社会福祉施設・養護学校、大学、警察大学、総合病院、調布飛行場等があり、南側には、一般国道20号（甲州街道）を隔てて住宅地が広がっている。



出典：NTT 空間基盤情報

(2) 配置計画

武蔵野の森総合スポーツ施設の計画建築物の配置計画図及び断面計画図は、図 4.2-1、図 4.2-2(1)及び(2)に示すとおりである。

(3) 発生集中交通量及び自動車動線計画

工事の完了後に計画建築物に出入する自動車の発生集中交通量は、表 4.2-3 に示すとおり平日 1,074 台/日と想定した。

なお、交通処理計画等については、今後、現況交通量や将来予測交通量等を踏まえて、道路管理者及び交通管理者等の関係機関との協議を行い決定される。

なお、2020 年東京大会における関連車両交通量については、現時点では未定である。

表 4.2-3 発生集中交通量(関連車両交通量)

	小型車	大型車	合計
発生集中交通量 (関連車両交通量)	216台/日	858台/日	1,074台/日

(4) 駐車場計画

駐車場は地上部に設ける自走式駐車場とし、関係者用の駐車場はメインアリーナ棟北側に43台、一般車用の駐車場はサブアリーナ・プール棟のわきに134台整備する計画である

(5) 設備計画²

上水は公共水道から供給を受け、汚水・雑排水は公共下水道に放流する計画である。

雨水については、メインアリーナの屋根部分を除き、敷地内浸透処理とする。メインアリーナの屋根部分の雨水は、雑用水としてトイレの洗浄水や植栽の散水に利用する。

上水について、本施設は、50m プールを持つ総合スポーツ施設であり、一時に多量の水を使用することから、「受水槽＋加圧給水ポンプ方式³」を採用し、地域インフラに負担をかけない計画とする。

プール排水は、ピット内プール排水槽に貯留し、一部を雑用水として再利用するとともに、場外へ一時に多量の排水を行うことを抑制し、下水道への負担を軽減する計画とする。

熱源計画については、ソーラー吸収式冷温水発生機をシステムに組み合わせることを検討する。

また、マイクロコージェネレーションの導入を検討する。

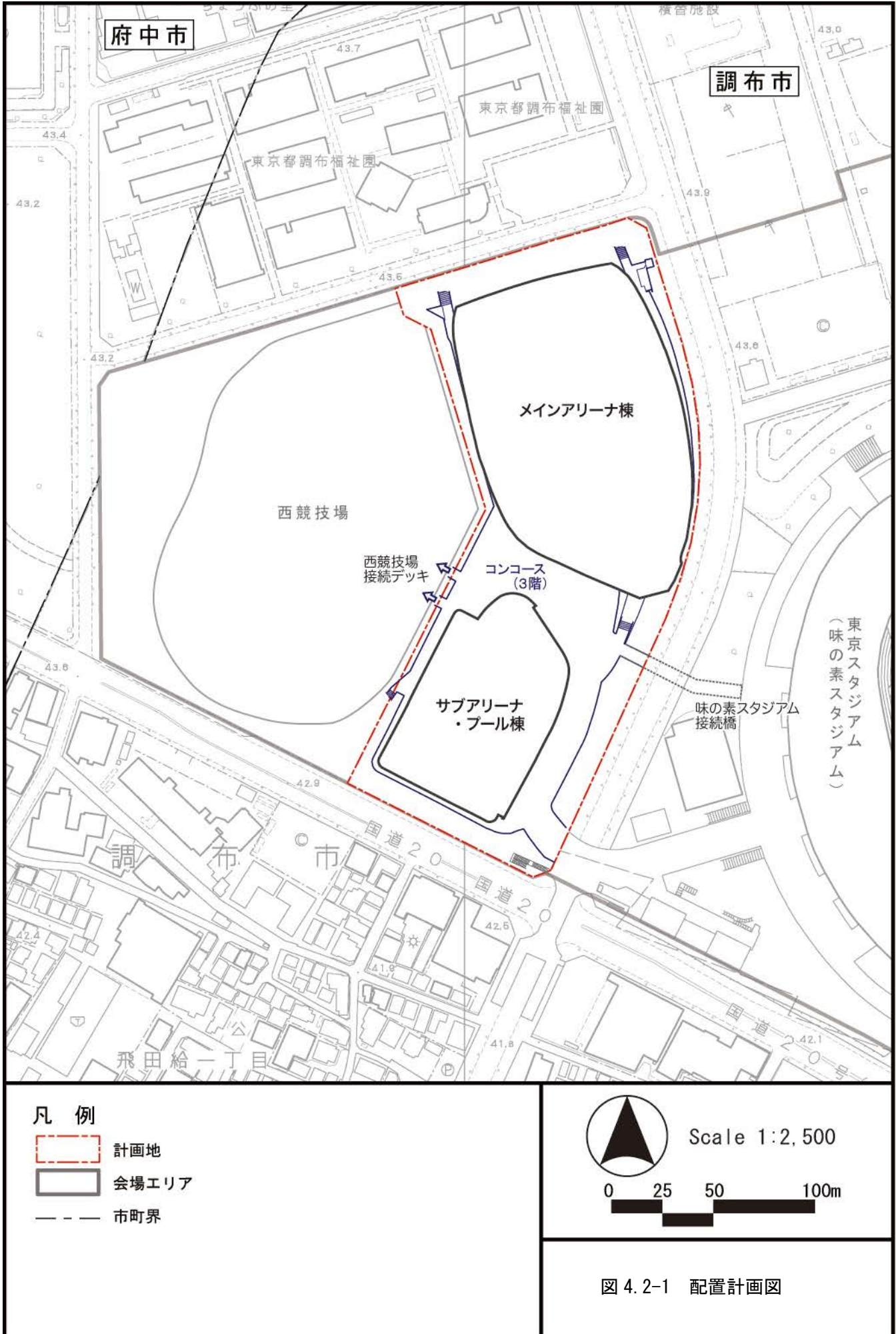
(6) 廃棄物処理計画

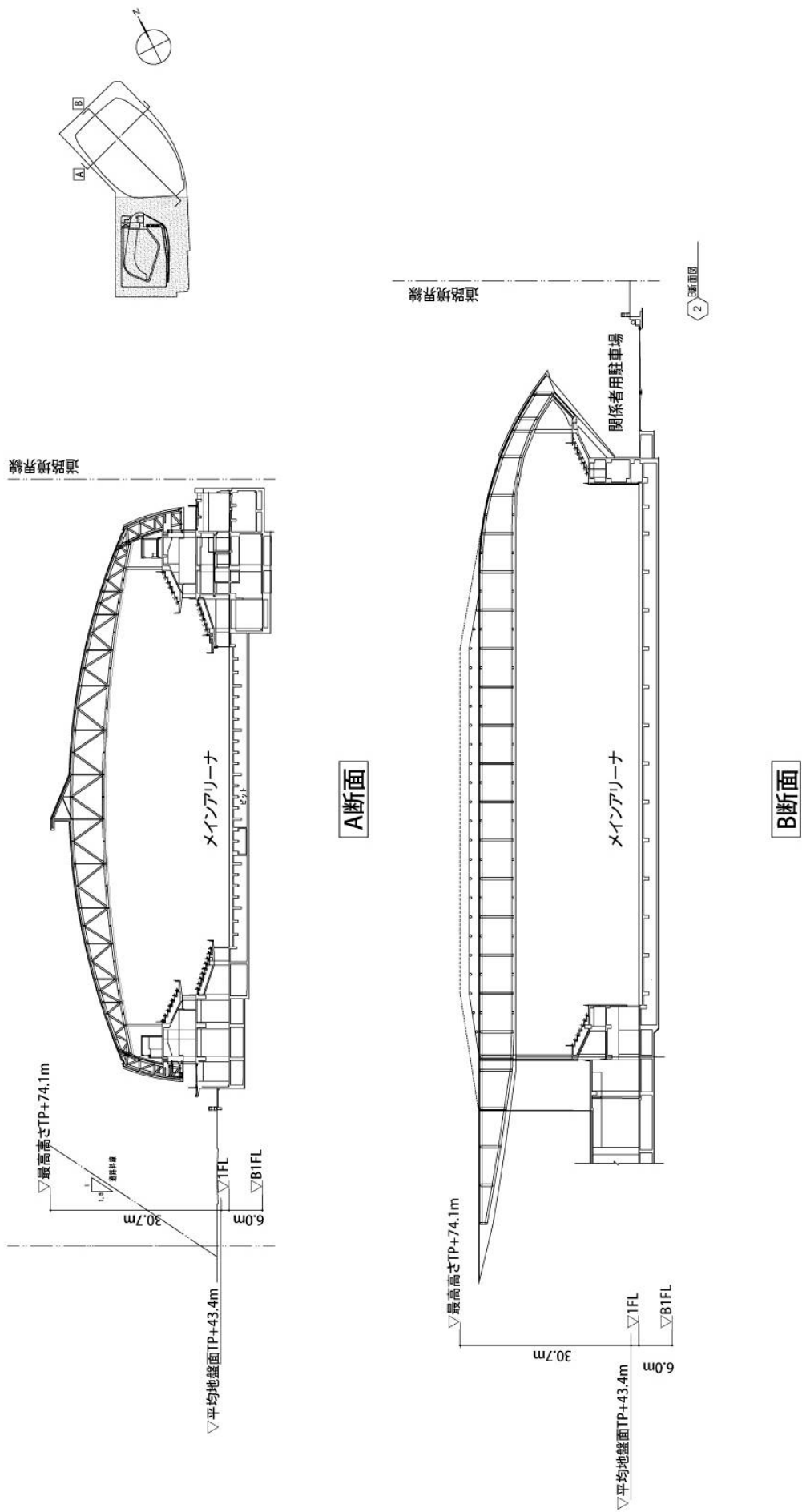
工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号)及び調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年調布市条例第24号)等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、可燃ごみ、不燃ごみ、びん・カン、再利用対象物等の廃棄物の種類別に分別回収及び保管場所を設置し、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

²出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(22)新築工事 基本設計」(平成23年7月 (株)日本設計)、「武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)実施設計」(平成24年12月 東京都)

³ 加圧給水ポンプ方式：受水槽方式の給水方式の一つで、受水槽に貯めた水をポンプを使用して所定の水圧で給水する方式。受水槽を地下部に配置することができる。

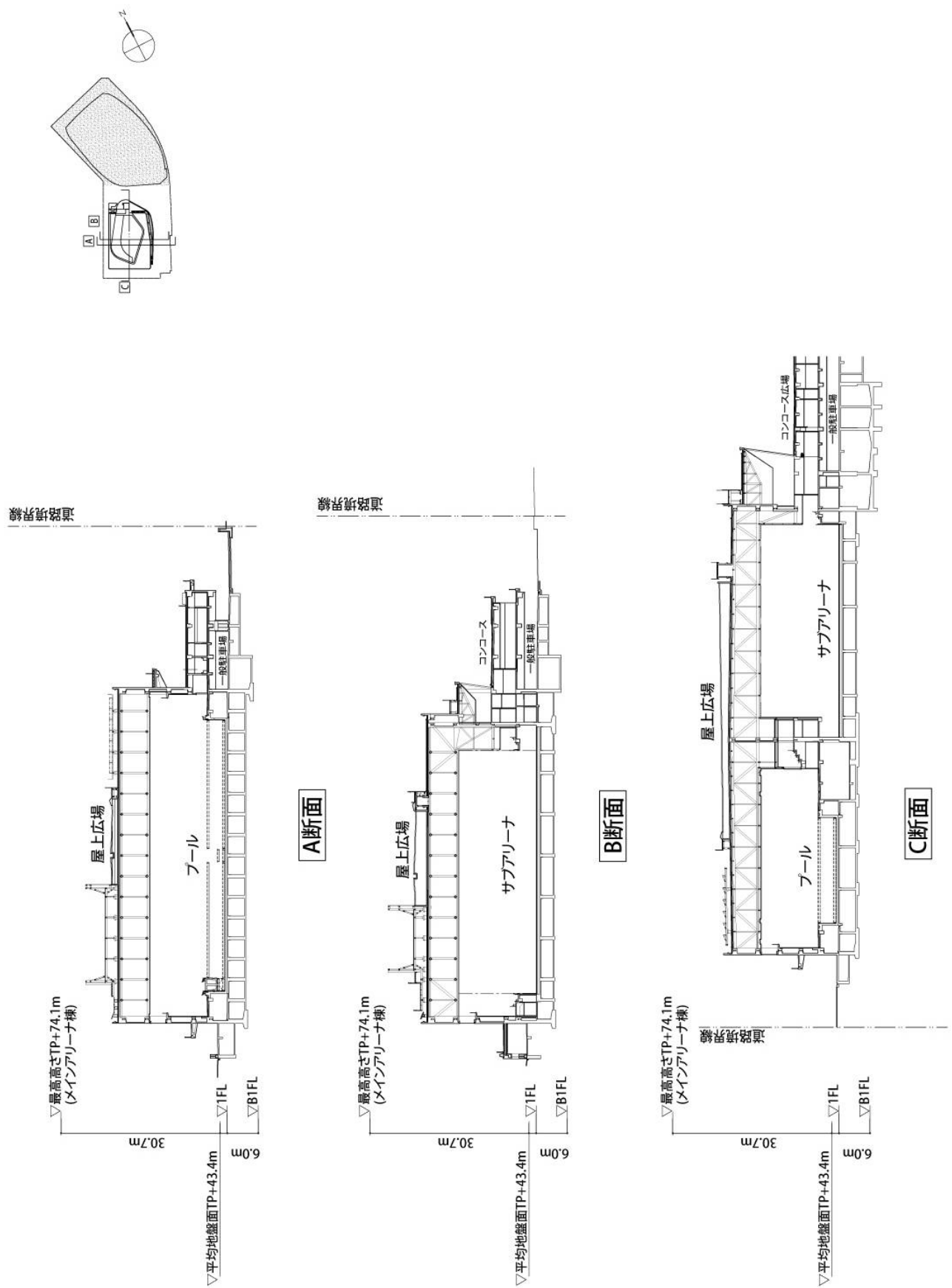
なお、本評価書案の対象ではないが、建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。





出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)実施設計」(平成24年12月 東京都)

図4.2-2(1) 断面図(メインアリーナ棟)



(7) 緑化計画

緑化計画は、計画地北側のサクラの既存樹木を保存するとともに、計画地南側の一般国道 20 号（甲州街道）沿いのイチヨウの既存樹木を場外で仮養生を行ったうえで緑化樹として活用する等、隣接する西競技場の敷地も含め、周辺の緑との調和を図り、地域の人々に親しまれる緑地を整備する計画としている。

緑化面積は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）及び調布市自然環境の保全等に関する条例（平成 8 年調布市条例第 4 号）における緑化基準を上回る計画としている。

表 4.2-4 緑化計画

区分	計画緑化面積	必要緑化面積
メインアリーナ棟及びサブアリーナ・プール棟敷地	約 2,900m ²	—
西競技場敷地	約 9,400m ²	—
合計	約 12,300m ²	10,978.75m ²

注1)必要緑化面積は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）における緑化基準面積を示す。

2)本事業では、隣接する西競技場も含めた敷地を対象に東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）に基づく緑化計画を行っている。

(8) 施工計画

本事業に係る全体工事期間は、平成 26 年 2 月から平成 29 年 1 月にかけて、36 か月間の工期を予定している。

工事中に実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・バックホウ、ホイールローダ、ブルドーザ（ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW）、発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む）、空気圧縮機（可搬式）油圧ユニット、ホイールクレーン、ローラ類については、排出ガス対策型建設機械を用いる。
- ・ブルドーザ、バックホウ、ドラグライン及びクラムシェル、トラクターショベル、クローラークレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン、バイブロハンマ、油圧式杭打機、油圧式鋼管圧入・引拔機及び油圧式杭圧入引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、アースドリル、ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ、コンクリートポンプ車、コンクリート圧砕機、アスファルトフィニッシャ、コンクリートカッター、空気圧縮機、発動発電機、さく岩機（コンクリートブレイカー）については低騒音型・低振動型の建設機械を用いる。
- ・建設副産物の処理にあたっては、リサイクル計画書及びリサイクル報告書を作成し、リサイクル実施状況を整理する。
- ・建設副産物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物管理票（マニフェスト）を利用し、適正な運搬及び処理を行う。
- ・工事の施工にあたっては、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）、「東京都リサイクルガイドライン」に基づき策定された東京都環境物品等調達方針（公共工事）（東京都）により環境負荷を低減できる資材等を選定する。

4.2.3環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、図 4.2-3 に示す手順に従い、会場事業計画の内容を基に環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して選定した。

環境影響要因は、2020 年東京大会の開催前、開催中及び開催後について、表 4.2-5 に示すとおり設定した。2020 年東京大会の開催にあたっては、本事業で整備する施設のほかに、計画地及びその周辺に大会関連用の仮設工作物の設置を行う予定であるが、現時点では工作物の諸元が未定である。また、2020 年東京大会の開催中における大会の運営等についても、現時点では具体的な計画が未定である。このため、本評価書案では、表 4.2-5 に示す環境影響要因のうち、計画の具体性の高い環境影響要因を対象とすることとし、仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定である。

なお、本事業は既に工事着工しているため、本評価書案では工事の実施に伴う環境影響評価は実施せず、工事中の環境影響はフォローアップで確認することとした。

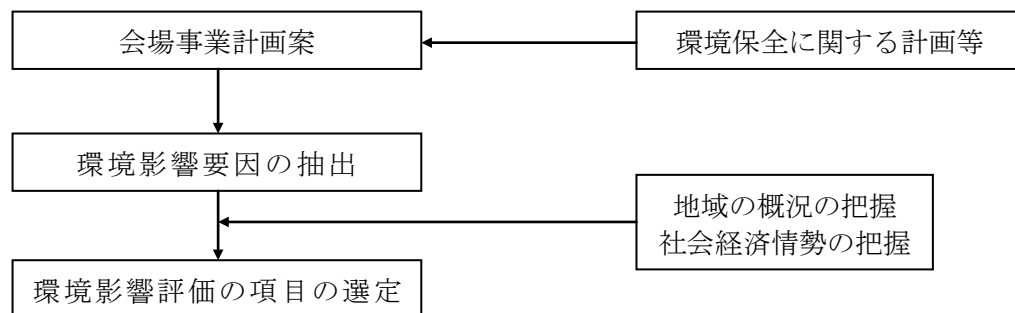


図 4.2-3 環境影響評価の項目の選定手順

表 4.2-5 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因		内容
開催前	恒設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設工作物	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の仮設工作物の出現や仮設工作物の存在に伴う影響
開催中	競技の実施		競技の実施に伴う影響
	大会の運営		大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響
開催後	仮設工作物	解体工事	2020 年東京大会の仮設工作物の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒設施設	設備等の持続的稼働	2020 年東京大会後の施設の継続的利用に伴う影響

注) 網掛けは、本評価書案では対象としない環境影響要因を示す。

選定した項目は、表 4.2-6(1)及び(2)に、選定した理由は、表 4.2-7(1)及び(2)に、選定しなかった理由は、表 4.2-8 に示すとおりである。

表 4.2-6(1) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目			区 分 環境影響要因 予測事項	開催前				開催中		開催後			
				施設の建設(仮設除く)	工事用車両の走行(仮設除く)	建設機械の稼働(仮設除く)	建築物の出現(仮設除く)	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	主要環境	大気等	・ 大気等の状況の変化の程度										○
			・ アスリートへの影響の程度										
		水質等	・ 水質の変化の程度										
			・ アスリートへの影響の程度										
		土壌	・ 土壌汚染物質の変化の程度										
			・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無										
			・ 汚染土壌の量										
	生態系	生物の生育・生息基盤	・ 生物・生態系の賦存地の改変の程度										○
			・ 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度										○
		水循環	・ 地下水涵養能の変化の程度										○
			・ 地下水の水位及び流動の変化の程度										○
			・ 湧水流量の変化の程度										
		生物・生態系	・ 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度										○
			・ 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度										○
			・ 水生生物相の変化の内容及びその程度										
			・ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度										○
			・ 生態系の変化の内容及びその程度										○
			・ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度										
			・ アスリートへの生物等の影響の程度										
		緑	・ 植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度										○
	生活環境	騒音・振動	・ 工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動										
			・ 関係者等の移動による道路交通騒音及び振動										
			・ 建設機械等の騒音及び振動										
			・ 会場設備等からの騒音及び振動										
			・ 競技実施に伴う騒音及び振動										
		日影	・ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度				○						○
			・ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度				○						○
			・ 日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物				○						○
	アメニティ・文化	景観	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度				○						○
			・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度										
			・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度				○						○
			・ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度				○						○
			・ 圧迫感の変化の程度				○						○
			・ 緑視率の変化の程度				○						○
			・ 景観阻害要因の変化の程度				○						○
		自然との触れ合い活動の場	・ 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度										○
			・ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度										○
			・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度										○

注) 網掛けは、本評価書案では対象としない環境影響要因、予測事項を示す。仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、環境影響評価の項目を検討する。

表 4.2-6(2) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目			区 分 環境影響要因 予測事項		開催前				開催中		開催後						
					施設の建設（仮設除く）	工事用車両の走行（仮設除く）	建設機械の稼働（仮設除く）	建築物の出現（仮設除く）	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働			
環境項目	アメニティ・文化	歩行者空間の快適性	・ 緑の程度												○		
			・ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度												○		
		史跡・文化財	・ 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度														
			・ 文化財等の周辺の環境の変化の程度														
			・ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度														
			・ 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度														
			・ 文化財等の回復の程度														
	資源・廃棄物	水利用	・ 水の効率的利用への取組・貢献の程度				○								○		
		廃棄物	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等												○		
	エコマテリアル	・ エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度													○		
		温室効果ガス	温室効果ガス	・ 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度												○	
			エネルギー	・ エネルギーの使用量及びその削減の程度												○	
社会経済項目	土地利用	土地利用	・ 自然地の改変・転用の有無及びその程度														
			・ 未利用地の解消の有無及びその程度				○										
		地域分断	・ 生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度														
		移転	・ 施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度														
	社会活動	スポーツ活動	・ 国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、スポーツ活動への影響の内容とその程度														
		文化活動	・ 文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、文化活動への影響の内容及びその程度														
	参加・協働	ボランティア	・ ボランティア活動の内容とその程度														
		コミュニティ	・ 地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献度等の内容とその程度														
		環境への意識	・ 都民等の環境への関心及び意識の内容とその程度 ・ 意識啓発のための機会の増減														
	安全・衛生・安心	安全	安全	・ 危険物施設等からの安全性の確保の程度				○								○	
				・ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度				○								○	
				・ 電力供給の安定度				○								○	
		衛生・防災	衛生	・ 飲料水、食品等についての安全性の確保の程度													
			消防・防災	消防・防災	・ 耐震性の程度				○								○
					・ 津波対策の程度 ・ 防火性の程度				○								○
	交通	交通渋滞	・ 交通量及び交通流の変化の程度														
		公共交通へのアクセシビリティ	・ 会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度														
		交通安全	・ 交通安全の変化の程度													○	
	経済	経済波及	・ 経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内容並びにその程度														
		雇用	・ 創出又は消失と思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、雇用者構成等														
		事業採算性	・ 会場ごとの施設整備費、運営経費及びそれらの削減の程度														

注) 網掛けは、本評価書案では対象としない環境影響要因、予測事項を示す。仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、環境影響評価の項目を検討する。

表 4.2-7(1) 選定した項目及びその理由

項 目	選定した理由
大気等	大気等に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「大気等の状況の変化の程度」とする。 なお、開催前の工事用車両の走行及び建設機械の稼働に伴う「大気等の状況の変化の程度」は、本事業では既に工事着工しているため、予測事項とせず、フォローアップ報告書において大気質濃度等を明らかにする。
生物の生育・生息基盤	生物の生育・生息基盤に影響を及ぼす要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「生物・生態系の賦存地の改変の程度」、「新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度」とする。
水循環	水循環に影響を及ぼす要因としては、開催後における施設の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「地下水涵養能の変化の程度」、「地下水の水位及び流動の変化の程度」とする。 なお、「湧水流量の変化の程度」は、計画地及びその周辺に湧水箇所が存在しないことから、予測事項としない。
生物・生態系	生物・生態系に影響を及ぼす要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度」、「陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度」、「生育・生息環境の変化の内容及びその程度」、「生態系の変化の内容及びその程度」とする。 なお、「重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度」は、計画地及びその周辺に重要な生物・生態系の保護・保全地域が存在しないことから、予測事項としない。
緑	緑に影響を及ぼす要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度」とする。
日 影	日影が生じるおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度」、「冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度」、「日照阻害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物」とする。
景 観	景観に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度」、「代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」、「貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度」、「圧迫感の変化の程度」、「緑視率の変化の程度」、「景観阻害要因の変化の程度」とする。
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」、「自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」、「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度」とする。
歩行者空間の快適性	歩行者空間の快適性に及ぼすおそれのある要因としては、都市特有の課題であるヒートアイランド現象が考えられる。 予測事項は、「緑の程度」、「歩行者が感じる快適性の程度」とする。

表 4.2-7(2) 選定した項目及びその理由

項 目	選定した理由
水利用	水利用に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「水の効率的利用への取組・貢献の程度」とする。
廃棄物	廃棄物を排出するおそれのある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等」とする。 なお、開催前の施設の建設に伴う「廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等」は、本事業では既に工事着工しているため、予測事項とせず、フォローアップ報告書において廃棄物の発生量等を明らかにする。
エコマテリアル	エコマテリアルを利用する要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度」とする。 なお、大会の運営や設備等の持続的稼働に伴う「エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度」は、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。また、開催前の施設の建設に伴う「エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度」は、本事業は既に「平成26年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（平成26年6月 東京都）に基づき工事を実施しているため、予測事項とせず、フォローアップ報告書においてエコマテリアルの利用状況等を明らかにする。
温室効果ガス	温室効果ガスを排出するおそれがある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「温室効果ガスの排出量及びその削減の程度」とする。 なお、開催前の施設の建設、工事用車両の走行及び建設機械の稼働に伴う「温室効果ガスの排出量及びその削減の程度」は、本事業では既に工事着工しているため、予測事項とせず、フォローアップ報告書において温室効果ガスの排出量等を明らかにする。
エネルギー	多量のエネルギーを使用するおそれがある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「エネルギーの使用量及びその削減の程度」とする。 なお、開催前の施設の建設、工事用車両の走行及び建設機械の稼働に伴う「温室効果ガスの排出量及びその削減の程度」は、本事業では既に工事着工しているため、予測事項とせず、フォローアップ報告書においてエネルギー使用量等を明らかにする。
土地利用	土地利用に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現が考えられる。 予測事項は、「未利用地の解消の有無及びその程度」とする。 なお、「自然地の改変・転用の有無及びその程度」は、自然地 ⁴ の改変はないため、予測事項としない。
安全	安全に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「危険物施設等からの安全性の確保の程度」、「移動の安全のためのバリアフリー化の程度」、「電力供給の安定度」とする。
消防・防災	消防・防災に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項としては、「耐震性の程度」、「防火性の程度」とする。 なお、「津波対策の程度」は、計画地が内陸域に立地しているため、予測事項としない。
交通安全	交通安全に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「交通安全の変化の程度」とする。 なお、開催前の工事用車両の走行に伴う「交通安全の変化の程度」は、本事業では既に工事着工しているため、予測事項とせず、フォローアップ報告書において交通安全の変化の状況等を明らかにする。

4 自然地とは、樹林地、草地（建築物その他の工作物の除却後、5年以上経過して自然が回復していると認められる土地を含む。）、農地、池沼又はこれらに類する状態にある土地をいう。（東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則 第50条）

表 4.2-8 選定しなかった項目及びその理由

項 目	選定しなかった理由
水質等	施設の建設及び運営に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。
土壌	本事業では既に工事着工しており、土地の改変にあたっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に基づき土地利用の履歴等調査を実施した結果、過去に有害物質取扱事業場が存在したという履歴はない。 また、開催後については、新たな土地の掘削等の工事は実施せず、事業活動では土壌汚染に影響を及ぼすおそれのある要因はない。このことから、土壌に著しい影響を及ぼすおそれはない。 なお、工事の実施に伴い新たに汚染土壌が確認された場合には、フォローアップ報告書において明らかにする。
騒音・振動	計画地内に騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく特定施設や振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく特定施設等の騒音・振動の発生源となる施設は設置しない。 なお、本事業では既に工事着工しているため、工事の実施に伴う騒音・振動については、フォローアップ報告書において明らかにする。
史跡・文化財	本事業は既に工事着工しており、事前の平成 21 年 5 月に文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく埋蔵文化財発掘の通知を行っており、埋蔵文化財調査は終了している。
地域分断	計画地が位置する調布飛行場跡地は、昭和 48 年に調布飛行場がアメリカ軍から日本政府に全面返還され、跡地利用について国、東京都及び地元 3 市（調布市、府中市、三鷹市）で協議・折衝を行ってきた未利用地であり、地域住民の日常的な移動経路として利用されていない。また、計画地は、隣接する西競技場へのアクセス経路にはなっていない。このことから、新たな地域分断は生じない。
移転	計画地が位置する調布飛行場跡地は、昭和 48 年に調布飛行場がアメリカ軍から日本政府に全面返還され、跡地利用について国、東京都及び地元 3 市（調布市、府中市、三鷹市）で協議・折衝を行ってきた未利用地であり、住宅や店舗等は存在しない。このことから、住宅や店舗等の移転は生じない。なお、計画地の一部が東京スタジアム（味の素スタジアム）駐車場として利用されていたが、本駐車場は仮設の暫定的な施設である。
スポーツ活動	2020 年東京大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
文化活動	2020 年東京大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
ボランティア	2020 年東京大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	2020 年東京大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	2020 年東京大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
衛生	2020 年東京大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
交通渋滞	本事業では既に工事着工しているため、工事の実施に伴う交通渋滞の状況等については、フォローアップ報告書において明らかにする。
公共交通へのアクセシビリティ	本事業では既に工事着工しているため、工事の実施に伴うアクセス性の変化の状況等については、フォローアップ報告書において明らかにする。
経済波及	2020 年東京大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
雇用	2020 年東京大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
事業採算性	2020 年東京大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で個々の会場毎に評価する。

4.2.4 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成 26 年 2 月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や会場エリア及び周辺の状況を考慮したうえで、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4.2-9(1)～(5)に示すとおりである。

表 4.2-9(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
1. 大気等	[関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度] 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.035～0.038ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.2～0.3%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.051mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。 [熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の変化の程度] 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.035ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.1%である。
2. 生物の生育・生息基盤	計画地は東京スタジアム（味の素スタジアム）駐車場として暫定利用されていた場所であり、計画地の生物・生態系の賦存地の改変も生じない。計画地周辺における生物・生態系の賦存地の改変は生じない他、地下水位の低下や土地の安定性の変化は生じないと考えられ、計画地周辺における生物・生態系の賦存地への影響は生じないと考えられる。 事業の実施にあたっては、イチヨウの既存樹木の活用や地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽し、合計として約380m²の植物が生育する基盤が創出される。また、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場の緑地等の生物・生態系の賦存地と一体となった生物の生息・生育基盤が形成されることが考えられる。 以上のことから、計画地における生物・生態系の賦存地は増加するとともに、計画地周辺も含めた地域としての生物・生態系の賦存地の現況は維持され、評価の指標は満足するものと考えられる。
3. 水循環	[地下水涵養能の変化の程度] 本事業では、雨水貯留浸透施設により、「調布市雨水浸透施設設置基準」に示される必要な抑制対策量を確保する計画である。雨水貯留浸透施設は、計画地の形状を踏まえ4箇所に配置することで効率よく雨水を貯留・浸透できるよう配慮する。 以上のことから、土地の改変に伴う雨水流出量を抑制できるとともに、地下水涵養が図れることから、評価の指標を満足するものとする。 [地下水の水位及び流動の変化] 本事業で建設する地下1階基礎下端は、メインアリーナの最深部でT.P.+約34mであり、帯水層を遮断する範囲はその一部にとどまる。また、計画地は立川段丘上にあることから、帯水層が存在する関東ローム層や立川礫層は、計画地周辺に広がっていることから、地下水流は地下構造物等の周囲を迂回すると考えられる。なお、掘削工事において、ほとんど湧水は確認されていない。 以上のことから、現状の地下水位及び流動を悪化させることはないと考えられ、評価の指標は満足するものとする。
4. 生物・生態系	計画地においては、東京スタジアム（味の素スタジアム）駐車場として暫定利用されていた場所であり、大部分は人工裸地となっている。動植物の生育・生息環境となる樹林等の植物群落は計画地北側のソメイヨシノのみである。事業の実施にあたっては、ソメイヨシノの植栽樹林群は保存する計画としていることから、事業の実施による改変は生じない。 以上のことから、生物・生態系の現況は維持されるものと考えられることから、評価の指標は満足するものと考えられる。また、計画地南側の一般国道20号（甲州街道）沿いのイチヨウの既存樹木を場外で仮養生を行ったうえで緑化樹として活用する他、地上部のオープンスペース、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としている。計画地周辺には、武蔵野の森公園や隣接する西競技場の緑地に、動植物の生育・生息環境となる植栽樹林群（混交、落葉広葉、常緑広葉）の植栽が広く残存しており、計画地の緑地と一体となった生育・生息環境が形成されることが考えられる。

表 4.2-9(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
5. 緑	事業の実施に伴い、隣接する西競技場敷地を含めて合計で約 12,300㎡の緑化面積を確保する計画である。 本事業では、隣接する西競技場も含めた敷地を対象に東京における自然の保護と回復に関する条例及び調布市自然環境の保全等に関する条例に基づき緑化基準が定められているが、緑化基準も上回る緑化面積を確保する計画である。 以上のことから、評価の指標は満足するものと考えられる。コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場の緑地と一体となった緑が形成され则认为られる。さらに、本事業の緑化計画はコンコース等のオープンスペースに整備されるため、一部駐車場として利用されていた計画地内に都民や来訪者の新たな憩いの場を提供するとともに、周辺の緑地への新たな動線が創出され、来訪者に新たな緑と触れ合う場所を提供できると考えられる。
6. 日影	計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、計画地の西北西側約 110m から、東北東側約 120m にかけての調布市西町の範囲であるが、日影規制地域に対して規制時間を上回る日影は生じないものとする。 以上のことから、評価の指標は満足するものとする。
7. 景観	[主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度] 計画地周辺は東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場等のスポーツ施設が存在する他、計画地北側の武蔵野の森公園や野川公園、計画地西側の西競技場の緑地など豊かな武蔵野の森が形成する地域景観を有している。 事業の実施にあたっては、メインアリーナの軒高やデッキレベルを東京スタジアム（味の素スタジアム）と揃えることで周辺建築物とのスカイラインの調和を図るとともに、自然豊かな環境が引き立つよう「素材色」と「ニュートラル色」を基本とした色彩とする計画としている。また、桜並木を始めとした既存樹木の保全など周辺緑との調和を図るとともに、3階コンコースの高木や低木・地被類植栽、サブアリーナの屋上緑化、メインアリーナの壁面緑化等により、隣接する西競技場の緑地との連続性を確保した植栽計画としている。 以上のことから、「東京都景観計画」における一般地域の景観形成基準であるスカイラインの調和、色彩の配慮、積極的な緑化等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考えられる。また、2020 年東京大会が契機となり、計画建築物は隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）とともに武蔵野の森地区のスポーツクラスターを象徴する施設として、新たな地域景観のランドマークを形成するものとする。 [代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度] 事業の実施に伴い、最高高さ約 31m の建築物が出現するが、メインアリーナの軒高を東京スタジアム（味の素スタジアム）と揃えることで周辺建築物とのスカイラインの調和を図るとともに、周辺環境に配慮した色彩や周辺の緑地との連続性を確保した植栽計画としている。 以上のことから、眺望景観の現況は概ね維持され则认为られることから、評価の指標は満足するものと考えられる。また、京王線飛田給駅からのアプローチとなる一般国道 20 号（甲州街道）上の歩道橋からは、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）と調和した武蔵野の森への入口となる新たな眺望景観が形成され则认为る。 [貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度] 計画地は未利用地であり、一部駐車場として暫定利用されており、計画地内に貴重な景勝地は存在しない。 以上のことから、貴重な景勝地を望む眺望景観に変化はないことから、評価の指標は満足するものとする。 [圧迫感の変化の程度] 計画建築物による形態率の増加は少なく、形態率の変化の程度は、a 地点で約 3.9%の増加がある。 計画建築物は、建物の高さを徐々に低くするとともに、セットバックや樹木の設定により計画地北側の福祉施設への圧迫感の低減に配慮した計画としている。

表 4.2-9(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
7. 景観 (続き)	[緑視率の変化の程度] 計画建築物の出現に伴い、代表的な眺望点からの緑視率は概ね現況と同程度と予測されるが、計画建築物に近接した眺望点においては緑視率が減少する。 事業の実施にあたっては、桜並木を始めとした既存樹木の保全など周辺緑との調和を図るとともに、3階コンコースの高木や低木・地被類植栽、サブアリーナの屋上緑化、メインアリーナの壁面緑化等により、隣接する西競技場の緑地との連続性を確保した植栽計画としている。 以上のことから、計画建築物に近接した眺望点からの緑視率は減少するものの、敷地内への緑化を行うことで概ね現況の緑視率は維持されと考えられることから、評価の指標は満足すると考える。 [景観阻害要因の変化の程度] 計画地は未利用地であり、一部駐車場として暫定利用されており、計画地周辺に存在する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場等のスポーツ施設とは異なる景観となっている。また、計画地西側の西競技場周辺の緑地空間は計画地により分断されている。 事業の実施にあたっては、メインアリーナの軒高やデッキレベルを東京スタジアム（味の素スタジアム）と揃えることで周辺建築物とのスカイラインの調和を図るとともに、桜並木を始めとした既存樹木の保全など周辺緑との調和を図るとともに、3階コンコースの高木や低木・地被類植栽、サブアリーナの屋上緑化、メインアリーナの壁面緑化等により、隣接する西競技場の緑地との連続性を確保した植栽計画としている。 以上のことから、現況と比べて周辺建築物と調和した景観が形成されたとともに、周辺の緑地と一体となった武蔵野の森の地域景観の創出に寄与すると考えられることから、評価の指標は満足するものと考えられる。また、2020年東京大会が契機となり、計画建築物は隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）とともに武蔵野の森地区のスポーツクラスターを象徴する施設として、新たな地域景観のランドマークを形成するものと考えられる。
8. 自然との 触れ合い活動の場	[自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度] 計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しない。また、事業の実施により、周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。 事業の実施により、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、この緑化された空間は新たな自然との触れ合い活動の場として活用されるものと考えられる。 以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標を満足するものと考えられる。 [自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度] 事業の実施により、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、この空間は新たな自然との触れ合い活動として活用されるとともに、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場との間に新たなネットワークが創出されと考えられる。 以上のことから、計画地内に創出される植栽空間は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進することから、評価の指標を満足するものと考えられる。 [自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度] 事業の実施により、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、この空間は新たな自然との触れ合い活動として活用されるとともに、南北方向及び東西方向への移動を可能とする歩行者動線が整備されることにより、施設利用者、地域住民等が活用できる回遊性が高く、安全で快適な歩行者ネットワークが創出されと考えられる。 以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路が充実することにより、評価の指標を満足するものと考えられる。
9. 歩行者空間の 快適性	[緑の程度] 公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路では、既に歩道上の街路樹により緑陰が形成されており、将来的な緑の程度は現況と同等と考える。 以上のことから、現況の緑量は維持されと考えられ、評価の指標は満足するものと考えられる。 [歩行者が感じる快適性の程度] アクセス経路となる歩道上の暑さ指数（WBGT）は、日影のない直射日光下では最大で32℃となり、熱中症が全ての生活活動でおこる危険性がある「危険」レベルになると考える。 街路樹や沿道の樹木、沿道の建築物等による日影下では、暑さ指数（WBGT）は28℃程度まで低下するため、熱中症が中等度以上の生活活動でおこる危険性がある「警戒」レベルにまで低下すると考える。

表 4.2-9(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
10. 水利用	本事業は、メインアリーナ屋根に降る雨水を集水し、地下雨水貯留槽へ貯留後、プール排水と合わせて、トイレ洗浄水等に使用する計画としている。 また、節水の取組として、節水型トイレの導入、擬音装置の設置、トイレ手洗器の自動水栓や節水コマの設置等を採用し、より効率的な水利用が行われる計画である。 東京都においては、「水の有効利用促進要綱」により、一定規模の大規模建築又は開発事業に対して、便所洗浄水や修景用水、散水などの雑用水に、雨水、中水及び再生水の利用を要請しており、本事業の取組みは本要綱に合致している。 よって、本事業における節水対策は東京都の水の有効利用に係る計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考える。
11. 廃棄物	設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等は、廃棄物の種類別に分別回収及び保管場所を設置し、東京都廃棄物条例及び調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づき適切に処理・処分を行う。 また、施設内のテナントに対する廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の誘導や施設利用者に対する分かりやすい分別表示を行う。 以上のことから、「調布市一般廃棄物処理基本計画」の目標とする再資源化率等を満足し、廃棄物の搬出も滞りなく実施できるものと考える。
12. 温室効果ガス	武蔵野の森総合スポーツ施設における持続的稼働に伴う床面積当たりの温室効果ガスは、約 $95\text{t-CO}_2/\text{m}^2$ と考えられ、類似施設調査において確認された床面積当たりの温室効果ガス（約 $105\text{kg-CO}_2/\text{m}^2$）に対して約 10% の削減率となる。 計画では、予測に反映した対策以外にも、自然換気や自然採光を考慮する等、各設備計画等において効率的利用のための機器・設備を導入する計画としている。 以上のことから、設備の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷の削減を図っていることから、評価の指標は満足するものと考える。
13. エネルギー	武蔵野の森総合スポーツ施設における持続的稼働に伴う床面積当たりのエネルギー使用量は、約 $2,210\text{ MJ}/\text{m}^2$ と考えられ、類似施設調査において確認された床面積当たりのエネルギー使用量（約 $2,410\text{ MJ}/\text{m}^2$）に対して約 8% の削減率となる。 計画では、予測に反映した対策以外にも、自然換気や自然採光を考慮する等、各設備計画等において効率的利用のための機器・設備を導入する計画としている。 以上のことから、設備の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷の削減を図っていることから、評価の指標は満足するものと考える。
14. 土地利用	本事業の実施に伴い、未利用地、屋外利用地・仮設建物（暫定駐車場を含む）がスポーツ・興業施設に変更になる。 計画地が位置する調布基地跡地は、平成 5 年 10 月の六者協の合意で示された土地利用計画案に基づき、調布飛行場跡地に総合スポーツ施設を建設するとされている。「調布市都市計画マスタープラン 改訂版」では、計画地周辺は「スポーツやイベントを通じて交流し、余暇を充実して過ごせる文化・交流の拠点」と位置付けられている。また、「東京都長期ビジョン」では、計画地周辺は「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）」の整備を進め、「味の素スタジアム」とともに、多摩地域のスポーツ振興の拠点形成を推進する。」としている。 本事業は、スポーツ施設を建設するものであり、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場等の既存のスポーツ施設と一体となった土地利用が図られる。これにより、調布基地跡地の土地利用計画に合致するとともに、「調布市都市計画マスタープラン」及び「東京都長期ビジョン」との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考えられる。 また、2020 年東京大会が契機となり、本施設は隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）とともに武蔵野の森地区のスポーツやイベントを通じた文化・交流拠点としての機能がより一層促進されるものと考える。

表 4.2-9(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
15. 安全	[危険物施設等からの安全性の確保の程度] 計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から 700m 程度の距離に位置している。 危険物施設等については、法令等に基づく規制がなされる他、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に、関係機関による立入検査等の監視体制が維持される。 また、計画地周辺の調布基地跡地運動広場、大沢総合グラウンド、都立武蔵野の森公園、朝日サッカー場は、避難場所に指定されている。 以上のことから、東京都等が定めた地域防災等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。 [移動の安全のためのバリアフリー化の程度] 計画建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、調布市福祉のまちづくり条例及び都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドラインに基づき、施設内のバリアフリー化を図る他、記号や図は、障害者、子供、外国人等にも分かりやすいデザインとし、文字については視覚障害者に配慮し主要な部分について点字表記を行う計画である。 以上のことから、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、条例等の中で当該地域について設定している目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。 [電力供給の安定度] 計画建築物への電力引込には、普通高圧 6.6kV の本予備電源 2 回線を引き込み、予備電源、非常電源、保安電源としての利用を目的とした「非常用発電設備」を設置する。 また、電力監視設備を中央監視から独立させて設置し、電力監視と中央監視（機械設備）の相互監視により、万が一のトラブル時にも監視を可能とする。 さらに、イベント時には、イベント用電源車を管理者用の駐車場に設置することを予定し、メインアリーナ内への仮設電源敷設ルートを確認する。 以上のことから、評価の指標は満足するものと考ええる。
16. 消防・防災	[耐震性の程度] 本事業は、「構造設計指針」（東京都財務局）に基づき、公共性が高い不特定多数の者が利用する文化・スポーツ施設として、大地震発生時においても人命の完全確保に加えて機能確保の基準を満足する設計となっている。 以上のことから、東京都や調布市の防災計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。 また、計画地は広域防災拠点・広域避難場所に指定されている「調布基地跡地運動広場及び大沢総合グラウンド一部」隣接していること、大地震発生時においても機能確保が図られる構造体としていることから、大地震発生時などに地域の拠点として機能すると考える。 [防火性の程度] 本事業は、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に基づき、耐火建築物及び防火対象物として基準を満足する計画となっており、防火性は確保される。 以上のことから、施設の防火基準との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。
17. 交通安全	公共交通機関である鉄道駅から計画施設までのアクセス経路は、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）とほぼ同様であり、当該アクセス経路については、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものと考ええる。 また、当該アクセス経路は、一般国道 20 号（甲州街道）を横断歩道橋で交差しており、立体的な歩車分離が行われている。計画施設の 3 階コンコースはこの横断歩道橋と接続する計画であり、計画施設においても立体的な歩車動線の分離が可能と考える。 以上のことから、現況の歩車動線分離を低下させることはなく、評価の指標を満足するものと考ええる。

4.3 選手村

4.3.1 選手村の概要

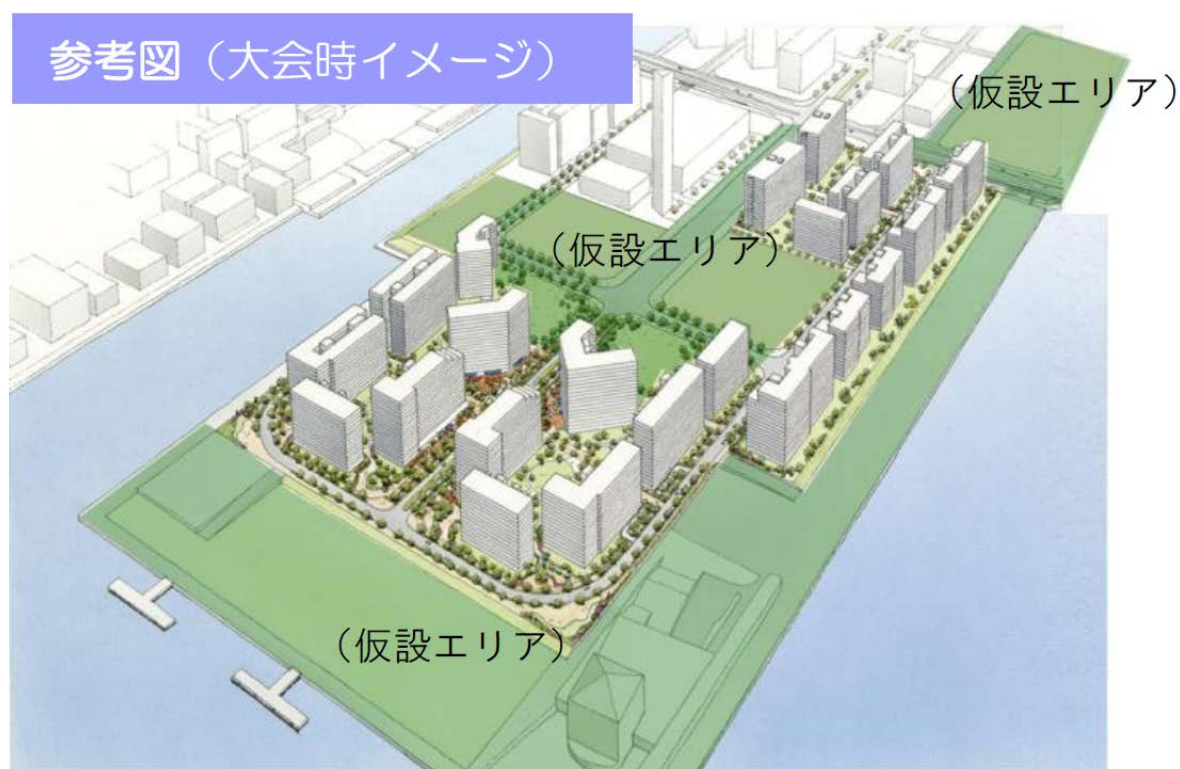
本評価書案の対象である選手村の概要は、図 4.3-1 に示すとおりである。

選手村は、急速に開発が進んでいるウォーターフロントである晴海ふ頭に位置しており、2020 年東京大会の地理的な中心にあるとともに大会コンセプトの中心である。

選手村には、表 4.3-1 に示すとおり、選手の宿泊施設のほか、様々な利用者を想定した施設を建設する予定であるが、現時点では施設の諸元等は未確定である。また、宿泊施設については、大会期間中に一時使用した後に住居等として生まれ変わる計画となっている。

「東京都長期ビジョン」（平成 26 年 12 月 東京都）では、選手村は「スマートエネルギー都市のモデル実現を目指すとともに、水素エネルギーの活用をはじめとした取組により、持続的発展が可能な都市像を国内外に提示する。」こととしている。

なお、大会期間中の宿泊施設については、「（仮称）晴海五丁目西地区開発計画」として整備する住宅棟（板状）を選手等宿泊施設として一時使用する計画となっている。大会開催後は、「（仮称）晴海五丁目西地区開発計画」として住宅棟（超高層タワー）及び商業棟を大会開催後に整備し、住宅棟（板状）も含めて恒久的な住宅等として利用される計画となっている（以下、大会期間中の仮設工作物を設置する地区を含んだ範囲を「会場エリア」という。）。



出典：「選手村 大会終了後における住宅棟のモデルプラン」
 （平成 26 年 12 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局、都市整備局）
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2014/12/20ocja00.htm>

図 4.3-1 選手村の概要

表 4.3-1 選手村の内容の概要

項 目	内 容
会 場 エ リ ア	東京都中央区晴海四、五丁目地内
用 途 地 域	商業地域、準工業地域
会 場 面 積	約44ha（陸域）
主 要 用 途	選手宿泊施設等
工 事 予 定 期 間	工事期間：平成28年度～平成32年度
使 用 予 定 年 度	平成32年度

4.3.2 選手村の計画の内容

(1) 位置

会場エリアの位置は、写真4.3-1に示すとおり中央区晴海四丁目及び五丁目地内にあり、会場面積は約44haである。

会場エリア北側は中央清掃工場、都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）に面しており、北西側は朝潮運河、南西から南側は東京湾、南東側は晴海運河に面している。

会場エリアには晴海客船ターミナル等が存在するほか、建設中の東京都市計画道路幹線街路環状第二号線が会場エリア内を横断する計画となっている。



凡 例

- （仮称）晴海五丁目西地区開発計画地
- 会場エリア
- 区界
- ゆりかもめ（東京臨海新交通臨海線）
- 地下鉄



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

写真 4.3-1 計画地周辺の航空写真

(2) 配置計画

選手村の配置計画については、図4.3-2に示すとおりである。仮設エリアの配置計画については、現時点では未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

(3) 発生集中交通量及び自動車動線計画

2020年東京大会における関係車両の発生集中交通量及び自動車動線計画は未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

(4) 駐車場計画

2020年東京大会における自動車駐車場は未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

(5) 設備計画

選手村の仮設工作物の設備計画については未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。

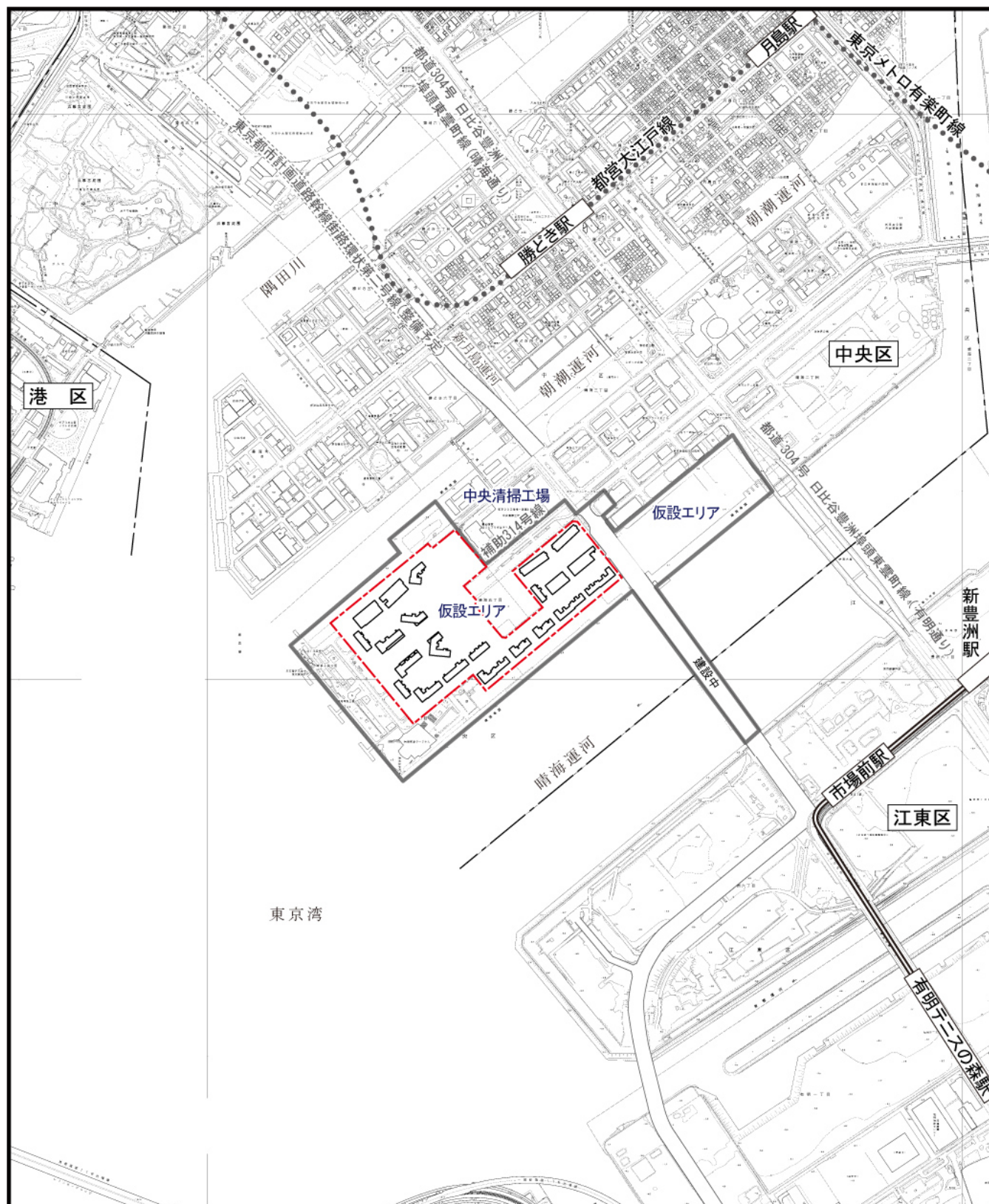
(6) 廃棄物処理計画

建設工事及び改修・改装工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

開催期間中に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号)、中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成11年中央区条例第26号)等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

(7) 緑化計画

2020年東京大会の選手村の植栽については未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。



凡 例

- (仮称) 晴海五丁目西地区開発計画地
- 会場エリア
- 区界
- 宿泊施設等
- ゆりかもめ(東京臨海新交通臨海線)
- 地下鉄



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

図 4.3-2 配置計画図

注) 仮設エリアの配置計画については未定である。

(8) 施工計画

選手村の施工計画は表4.3-2に示すとおりである。仮設工作物の施工計画については未定であり、大会組織委員会が今後検討を行う。宿泊施設については全体で45か月を予定している。

表 4.3-2 全体工事工程

工種/月	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50
宿泊施設										
仮設工作物					(未	定)				

設工作物の施工に使用する建設機械は未定であり、今後大会組織委員会が検討する。宿泊施設の施工における各工種において使用する主な建設機械は、表 4.3-3 に示すとおりである。

表 4.3-3 主な建設機械

工 種	主な建設機械
基盤整備工事	バックホウ、ブルドーザー、ラフタークレーン
準備・仮設工事	バックホウ
基礎工事	三点式杭打機、クローラークレーン、バックホウ
山留工事	アースドリル掘削機、クローラークレーン ラフタークレーン、バックホウ
掘削工事	バックホウ、クラムシェル
地下躯体工事	クローラークレーン、ラフタークレーン コンクリートポンプ車
地上躯体工事	クローラークレーン、タワークレーン(電動) コンクリートポンプ車
仕上・設備工事	ラフタークレーン
盛土・外構工事	バックホウ、ブルドーザー、ラフタークレーン コンクリートポンプ車

出典：「環境影響評価書案 ー(仮称)晴海五丁目西地区開発計画ー」(平成 27 年 1 月 東京都)

4.3.3環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、図 4.3-3 に示す手順に従い、会場事業計画の内容をもとに環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して選定した。

環境影響要因は、2020 年東京大会の開催前、開催中及び開催後について、表 4.3-4 に示すとおり設定した。2020 年東京大会の開催にあたっては、会場エリア内に大会関連用の仮設工作物の設置を行う予定であるが、現時点では工作物の諸元が未定である。また、2020 年東京大会の開催中における大会の運営等についても、現時点では具体的な計画が未定である。このため、本評価書案では、表 4.3-4 に示す環境影響要因のうち、計画の具体性の高い環境影響要因を対象とすることとし、仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定である。

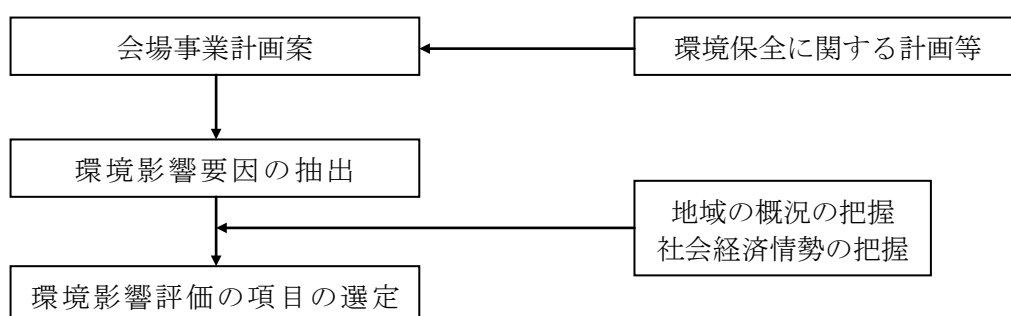


図 4.3-3 環境影響評価の項目の選定手順

表 4.3-4 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因		内容
開催前	恒設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設工作物	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の仮設工作物の出現や仮設工作物の存在に伴う影響
開催中	競技の実施		競技の実施に伴う影響
	大会の運営		大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響
開催後	仮設工作物	解体工事	2020 年東京大会の仮設工作物の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒設施設	設備等の持続的稼働	2020 年東京大会後の施設の継続的利用に伴う影響

注) 網掛けは、本評価書案では対象としない環境影響要因を示す。また、選手村は、2020 年東京大会の開催期間中のみ使用させる施設であるため、選手村としての設備等の持続的稼働は想定されない。

選定した項目は、表 4.3-5(1)及び(2)に、選定した理由は、表 4.3-6 (1)及び(2)に、選定しなかった理由は、表 4.3-7(1)及び(2)に示すとおりである。

表 4.3-5(1) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目			区 分 環境影響要因 予測事項	開催前				開催中		開催後			
				施設の建設（仮設除く）	工事用車両の走行（仮設除く）	建設機械の稼働（仮設除く）	建築物の出現（仮設除く）	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	主要環境	大気等	・ 大気等の状況の変化の程度										
			・ アスリートへの影響の程度										
		水質等	・ 水質の変化の程度										
			・ アスリートへの影響の程度										
		土壌	・ 土壌汚染物質の変化の程度	○									
			・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無	○									
			・ 汚染土壌の量										
	生態系	生物の生育・生息基盤	・ 生物・生態系の賦存地の改変の程度	○									
			・ 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度	○									
		水循環	・ 地下水涵養能の変化の程度										
			・ 地下水の水位及び流動の変化の程度										
			・ 湧水流量の変化の程度										
		生物・生態系	・ 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度	○									
			・ 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度	○									
			・ 水生生物相の変化の内容及びその程度										
			・ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度	○									
			・ 生態系の変化の内容及びその程度	○									
			・ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度										
			・ アスリートへの生物等の影響の程度										
		緑	・ 植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度										
	生活環境	騒音・振動	・ 工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動										
			・ 関係者等の移動による道路交通騒音及び振動										
			・ 建設機械等の騒音及び振動										
			・ 会場設備等からの騒音及び振動										
			・ 競技実施に伴う騒音及び振動										
		日影	・ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度										
			・ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度										
			・ 日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物										
	アメニティ・文化	景観	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度										
			・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度										
			・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度										
			・ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度										
			・ 圧迫感の変化の程度										
			・ 緑視率の変化の程度										
			・ 景観阻害要因の変化の程度										
		自然との触れ合い活動の場	・ 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度										
			・ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度										
			・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度										

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 網掛けは、本評価書案では対象としない環境影響要因、予測事項を示す。仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、環境影響評価の項目を検討する。

表 4.3-5(2) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目			区 分 環境影響要因 予測事項	開催前		開催中		開催後					
				施設の建設（仮設除く）	工事用車両の走行（仮設除く）	建設機械の稼働（仮設除く）	建築物の出現（仮設除く）	競技の実施 大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働	
環境項目	アメニティ・文化	歩行者空間の快適性	・ 緑の程度 ・ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度										
		史跡・文化財	・ 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度										
			・ 文化財等の周辺の環境の変化の程度										
			・ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度										
			・ 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度										
			・ 文化財等の回復の程度										
	資源・廃棄物	水利用	・ 水の効率的利用への取組・貢献の程度										
		廃棄物	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等	○									
	温室効果ガス	エコマテリアル	・ エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度	○									
		温室効果ガス	・ 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度	○	○	○							
	エネルギー	・ エネルギーの使用量及びその削減の程度	○	○	○								
社会経済項目	土地利用	土地利用	・ 自然地の改変・転用の有無及びその程度 ・ 未利用地の解消の有無及びその程度										
		地域分断	・ 生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度										
		移転	・ 施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度										
	社会活動	スポーツ活動	・ 国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、スポーツ活動への影響の内容及その程度										
		文化活動	・ 文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、文化活動への影響の内容及びその程度										
	参加・協働	ボランティア	・ ボランティア活動の内容及その程度										
		コミュニティ	・ 地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献度等の内容及その程度										
		環境への意識	・ 都民等の環境への関心及び意識の内容及その程度 ・ 意識啓発のための機会の増減										
	安全・衛生・安心	安全	・ 危険物施設等からの安全性の確保の程度 ・ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度 ・ 電力供給の安定度										
		衛生	・ 飲料水、食品等についての安全性の確保の程度										
		消防・防災	・ 耐震性の程度 ・ 津波対策の程度 ・ 防火性の程度										
			交通安全	・ 交通安全の変化の程度		○							
	交通	交通渋滞	・ 交通量及び交通流の変化の程度		○								
		公共交通へのアクセシビリティ	・ 会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度		○								
		交通安全	・ 交通安全の変化の程度		○								
	経済	経済波及	・ 経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内容及並びにその程度										
		雇用	・ 創出又は消失と思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、雇用者構成等										
		事業採算性	・ 会場ごとの施設整備費、運営経費及びそれらの削減の程度										

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 網掛けは、本評価書案では対象としない環境影響要因、予測事項を示す。仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、環境影響評価の項目を検討する。

表 4.3-6(1) 選定した項目及びその理由

項 目	選定した理由
土壌	土壌に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「土壌汚染物質の変化の程度」、「地下水及び大気への影響の可能性の有無」とする。 なお、開催前の仮設工作物の建設工事に伴う「土壌汚染物質の変化の程度」、「地下水及び大気への影響の可能性の有無」は、現時点では宿泊施設以外の仮設工作物の用途や規模等の諸元が未定であるため、今後仮設計画の諸元が明らかになった段階で環境影響評価の実施を検討する。
生物の生育・生息基盤	生物の生育・生息基盤に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「生物・生態系の賦存地の改変の程度」、「新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度」とする。 なお、開催前の仮設工作物の建設工事に伴う「生物・生態系の賦存地の改変の程度」、「新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度」は、現時点では宿泊施設以外の仮設工作物の用途や規模等の諸元が未定であるため、今後仮設計画の諸元が明らかになった段階で環境影響評価の実施を検討する。
生物・生態系	生物・生態系に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度」、「陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度」、「生育・生息環境の変化の内容及びその程度」、「生態系の変化の内容及びその程度」とする。 なお、「重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度」は計画地及びその周辺に重要な生物・生態系の保護・保全地域が存在しないため、予測事項としない。 また、開催前の仮設工作物の建設工事に伴う「陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度」、「陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度」、「生育・生息環境の変化の内容及びその程度」、「生態系の変化の内容及びその程度」は、現時点では宿泊施設以外の仮設工作物の用途や規模等の諸元が未定であるため、今後仮設計画の諸元が明らかになった段階で環境影響評価の実施を検討する。
廃棄物	廃棄物に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等」とする。 なお、開催前の仮設工作物の建設工事、開催後の仮設工作物の解体工事に伴う「廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等」は、現時点では宿泊施設以外の仮設工作物の用途や規模等の諸元が未定であるため、今後仮設計画の諸元が明らかになった段階で環境影響評価の実施を検討する。
エコマテリアル	エコマテリアルを利用する要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度」とする。 なお、開催前の仮設工作物の建設工事、開催後の仮設工作物の解体工事に伴う「エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度」は、現時点では宿泊施設以外の仮設工作物の用途や規模等の諸元が未定であるため、今後仮設計画の諸元が明らかになった段階で環境影響評価の実施を検討する。
温室効果ガス	温室効果ガスを排出するおそれがある要因としては、開催前における施設の建設、工事用車両の走行、建設機械の稼働が考えられる。 予測事項は、「温室効果ガスの排出量及びその削減の程度」とする。 なお、開催前の工事用車両の走行に伴う「温室効果ガスの排出量及びその削減の程度」は現時点では工事に伴う建設発生土等の搬出先や建築資材等の搬入元等が不明であるため、フォローアップ報告書において温室効果ガスの排出量等を明らかにする。 また、開催前の仮設工作物の建設工事、開催後の仮設工作物の解体工事に伴う「温室効果ガスの排出量及びその削減の程度」は、現時点では宿泊施設以外の仮設工作物の用途や規模等の諸元が未定であるため、今後仮設計画の諸元が明らかになった段階で環境影響評価の実施を検討する。
エネルギー	多量のエネルギーを使用するおそれがある要因としては、開催前における施設の建設、工事用車両の走行、建設機械の稼働が考えられる。 予測事項は、「エネルギーの使用量及びその削減の程度」とする。 なお、開催前の工事用車両の走行に伴う「エネルギーの使用量及びその削減の程度」は現時点では工事に伴う建設発生土等の搬出先や建築資材等の搬入元等が不明であるため、フォローアップ報告書においてエネルギーの使用量等を明らかにする。 また、開催前の仮設工作物の建設工事、開催後の仮設工作物の解体工事に伴う「温室効果ガスの排出量及びその削減の程度」は、現時点では宿泊施設以外の仮設工作物の用途や規模等の諸元が未定であるため、今後仮設計画の諸元が明らかになった段階で環境影響評価の実施を検討する。

表 4.3-6(2) 選定した項目及びその理由

項 目	選定した理由
交通渋滞	交通渋滞に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「交通量及び交通流の変化の程度」とする。 なお、開催前の仮設工作物の建設工事、開催後の仮設工作物の解体工事に伴う「交通量及び交通流の変化の程度」は、現時点では宿泊施設以外の仮設工作物の用途や規模等の諸元が未定であるため、今後仮設計画の諸元が明らかになった段階で環境影響評価の実施を検討する。
公共交通へのアクセシビリティ	公共交通へのアクセシビリティに影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度」とする。 なお、開催前の仮設工作物の建設工事、開催後の仮設工作物の解体工事に伴う「会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度」は、現時点では宿泊施設以外の仮設工作物の用途や規模等の諸元が未定であるため、今後仮設計画の諸元が明らかになった段階で環境影響評価の実施を検討する。
交通安全	交通安全に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「交通安全の変化の程度」とする。 なお、開催前の仮設工作物の建設工事、開催後の仮設工作物の解体工事に伴う「交通安全の変化の程度」は、現時点では宿泊施設以外の仮設工作物の用途や規模等の諸元が未定であるため、今後仮設計画の諸元が明らかになった段階で環境影響評価の実施を検討する。

表 4.3-7(1) 選定しなかった項目及びその理由

項 目	選定しなかった理由
大気等	会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。なお、選手村の宿泊施設として一時使用される建築物については、別途、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画として、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施している。
水質等	施設の建設に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。ただし雨水は公共用水域に放流される。このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。
水循環	会場エリアの位置する晴海地区は、隅田川口改良第3期工事において埠頭・宅地用地の造成を目的として浚渫土により埋立造成された土地である。このことから、地表水及び地下水を通じて循環する水循環に影響を及ぼすおそれはない。
緑	会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
騒音・振動	会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。なお、選手村の宿泊施設として一時使用される建築物については、別途、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画として、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施している。
日 影	会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。なお、選手村の宿泊施設として一時使用される建築物については、別途、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画として、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施している。
景 観	会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。なお、選手村の宿泊施設として一時使用される建築物については、別途、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画として、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施している。
自然との触れ合い活動の場	会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
歩行者空間の快適性	会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
史跡・文化財	会場エリアの位置する晴海地区は、「東京都遺跡地図」(平成21年3月 東京都教育委員会)等の既存資料により、有形文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地等が確認されていない。
水利用	会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。

表 4.3-7(2) 選定しなかった項目及びその理由

項 目	選定しなかった理由
土地利用	選手村は、2020 年東京大会の開催までに整備され、大会期間中のみ使用される施設であり、将来に渡って選手村として土地利用を転換するものではない。
地域分断	会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
移転	会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
スポーツ活動	2020 年東京大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
文化活動	2020 年東京大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
ボランティア	2020 年東京大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	2020 年東京大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	2020 年東京大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
安全	会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
衛生	2020 年東京大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
消防・防災	会場エリアの仮設計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、仮設工作物による影響も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。
経済波及	2020 年東京大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
雇用	2020 年東京大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
事業採算性	2020 年東京大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で個々の会場毎に評価する。

4.3.4 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成 26 年 2 月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や会場エリア及び周辺の状況を考慮したうえで、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。なお、予測・評価については「（仮称）晴海五丁目西地区開発計画」を対象に行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4.3-8(1)及び(2)に示すとおりである。

表 4.3-8(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
1. 土壌	（仮称）晴海五丁目西地区開発計画地に過去に指定作業場が存在していた。また、（仮称）晴海五丁目西地区開発計画については、3,000㎡以上の敷地内の土地の改変に該当することから、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続きを行い、土壌汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、汚染物質の種類、汚染土壌の量等を明らかにし、関係機関と調整を行ったうえで適切な飛散・拡散の防止対策をとった汚染拡散防止措置を実施するとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。
2. 生物の 生育・生息基盤	（仮称）晴海五丁目西地区開発計画地は、隅田川改良工事の第三期工事期の付帯事業として昭和初期に造成が完了した埋立地であり、計画地内の大部分が人工構造物（アスファルト舗装）や人工裸地で被覆され、植物群落は植栽樹林群等がわずかに分布しているのみであるため、事業の実施に伴う生物・生態系の賦存地の改変の程度は小さいと考える。 以上のことから、生物・生態系の賦存地の現況は維持され、評価の指標は満足するものと考ええる。
3. 生物・生態系	（仮称）晴海五丁目西地区開発計画地は、隅田川改良工事の第三期工事期の付帯事業として昭和初期に造成が完了した埋立地であり、計画地内の大部分が人工構造物（アスファルト舗装）や人工裸地で被覆され、植物群落は植栽樹林群等がわずかに分布しているのみであるため、事業の実施に伴う生物・生態系への影響は小さいと考える。また、事業の実施にあたっては、（仮称）晴海五丁目西地区開発計画地内のオープンスペース等に高木、低木や地被類を植栽することを検討する。 以上のことから、生物・生態系の現況は維持され、評価の指標は満足するものと考えられる。
4. 廃棄物	[建設発生土・建設汚泥の発生量] 建設発生土については、受入れ機関の受入れ基準への適合を確認した上で場外搬出することにより適正な廃棄物処理を行い、建設汚泥については、場外に搬出して産業廃棄物として処分する計画とする。 以上のことから、建設リサイクル法等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことにより、評価の指標を満足するものと考ええる。 [建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量] 建設工事に伴い生じる建設廃棄物については、分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る等、建設リサイクル法等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことにより、評価の指標を満足するものと考ええる。
5. エコ マテリアル	建設工事にあたっては、「平成 26 年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（平成 26 年 12 月 東京都）に基づき、建設資材等の環境物品等の調達や環境影響物品等の使用抑制を図るとともに、特定建築者制度 ⁵ により実施する工事においても「東京都建設リサイクルガイドライン（民間事業版）」（平成 23 年 6 月 東京都）を踏まえた協力のもと実施することから、エコマテリアルの利用が図られると考える。 以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標を満足するものと考ええる。

⁵ 選手村整備のうち、宿泊施設の建築物を建設する（仮称）晴海五丁目西地区開発計画の整備手法については、都が施行主体として一元的な工程管理と総合的なまちづくりが可能な市街地再開発事業を実施し、施行者以外の者（民間事業者）が施設建築物の建築主体となる特定建築者制度を活用して、建物の整備を進めていく予定である。

表 4.3-8(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 温室効果ガス	建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量は、約 3,100t-CO ₂ /年と予測する。 工事の実施にあたっては、不必要なアイドリングの防止を徹底することで、温室効果ガス排出量を削減するよう努める。 以上のことから、建設工事に伴い生じる環境への負荷の削減を図り、評価の指標は満足するものとする。
7. エネルギー	建設機械の稼働に伴うエネルギー使用量は、約 45,000GJ/年と予測する。 工事の実施にあたっては、不必要なアイドリングの防止を徹底することで、エネルギー使用量を削減するよう努める。 以上のことから、建設工事に伴い生じる環境への負荷の削減を図り、評価の指標は満足するものとする。
8. 交通渋滞	工事用車両台数が最大となる時期における工事用車両の割合は、1～3%と考える。 以上のことから、周辺交通流に対して工事用車両が増加するが、工事用車両の走行に際しては、走行ルート分散化、工事工程の平準化や施工計画の検討、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する等、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないよう十分な配慮を行いつつ、工事を実施する。
9. 公共交通へのアクセシビリティ	最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものとする。 以上のことから、現況の歩車動線分離を著しく低下させることはなく、評価の指標を満足するものとする。
10. 交通安全	最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものとする。 以上のことから、現況の歩車動線分離を著しく低下させることはなく、評価の指標を満足するものとする。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平19国地関公第377号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（26都市基交第625号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

本書に掲載した地図は、東京都縮尺 1/2,500 の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
（承認番号）26都市基街測第259号、平成27年3月18日

平成 27 年 3 月発行

登録番号 (26) 22

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案

概要版

(オリンピックスタジアム)
(武蔵野の森総合スポーツ施設)
(選手村)

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局
大会準備部施設輸送計画課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5320)7737

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。



